

大正十五年勅令第二百四十三号

健康保険法施行令
目次

第一章 適用事業所の事業の範囲（第一条）
第二章 全国健康保険協会の資金の運用（第一
条の二）

第三章 健康保険組合

第一節 管理（第六条—第十四条）

第二節 財務及び会計（第十五条—第二十四
条）

第四節 特定健康保険組合の認可（第二十五
条）

第五節 地域型健康保険組合の一般保険料率
の認可（第二十五条の二）

第六節 合併及び分割並びに解散（第二十六
条）

第七節 雜則（第三十二条・第三十三条）

第四章 育児休業の根拠法令（第三十三条の
二）

第五章 保険給付（第三十三条の三—第四十四
条）

第六章 手数料（第四十四条の二・第四十四
条の三）

第七章 費用の負担（第四十四条の四—第五十
六条）

第八章 健康保険組合連合会（第五十七条—第
六十条）

第九章 雜則（第六十一条—第七十三条）

附則 第一章 適用事業所の事業の範囲

第一条 健康保険法（大正十一年法律第七十号。
以下「法」という。）第三条第三項第一号レの
政令で定める者は、次のとおりとする。

一 公証人

二 司法書士

三 土地家屋調査士

四 行政書士

五 海事代理士

六 税理士

七 社会保険労務士

八 沖縄弁護士に関する政令（昭和四十七年政
令第六十九号）第一条に規定する沖縄弁
護士

九 外国法事務弁護士

十 弁理士

第二章 全国健康保険協会の資金の運用

（資金の運用）

第一条の二 全国健康保険協会（以下「協会」と
いう。）は、次の方法による場合を除くほか、
業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債、地方債、政府保証債（その元本の償
還及び利息の支払について政府が保証する債
券をいう。）その他厚生労働大臣の指定する

有価証券の取得

二 銀行その他厚生労働大臣の指定する金融機
関への預金

三 信託業務を営む金融機関（金融機関の信託
業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律
第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金
融機関をいう。）への金銭信託

（組合会議員の任期）

第六条 組合会議員の任期は、三年を超えない範
囲内で規約で定める期間とする。ただし、補欠
の組合会議員の任期は、この限りでな
る。

（組合会の管理）

第七条 組合会は、理事長が招集する。組合会議
員の定数の三分の一以上の者が会議に付議すべ
き事項及び招集の理由を記載した書面を理事長
に提出して組合会の招集を請求したときは、理
事長は、その請求のあつた日から二十日以内に
組合会を招集しなければならない。

（設立の認可等の告示）

第二条 厚生労働大臣は、健康保険組合の設立の
認可をしたときは、次に掲げる事項を告示する
ものとする。

一 健康保険組合の名称

二 事務所の所在地

三 設立事業所（健康保険組合が設立された適
用事業所をいう。以下同じ。）の名称及び所
在地

四 設立の認可の年月日

（組合会招集の手続）

第八条 組合会の招集は、緊急を要する場合を除
き、開会の日の前日から起算して前五日目に當
たる日が終わるまでに、会議に付議すべき事
項、日時及び場所を示し、規約で定める方法に
従つてしなければならない。

（規約の公告）

第三条 健康保
険組合の設立の認可の申請をした

適用事業所の事業主は、健康保険組合の設立の
認可があつたときは、速やかに、規約を公告し
なければならない。

四 理事長は、規約が変更されたときは、速やか
に、これを公告しなければならない。

（重要事項の報告）

第四条 健康保険組合の設立の認可の申請をした

適用事業所の事業主は、健康保険組合の設立の
認可があつたときは、速やかに、規約を公告し
なければならない。

（組合会の議事等）

第五条 組合会は、組合会議員の定数（第十一
条の規定により議決権を行使することができない
組合会議員の数を除く。）の半数以上が出席し
なければ、議事を開き、議決をすることができ
ない。

（組合会の議長）

第六条 組合会議員の定数（第十一
条の規定により議決権を行使することができない
組合会議員の数を除く。）の半数以上が出席し
なければ、議事を開き、議決をすることができ
ない。

（組合会の議長）

第七条 組合会議員の定数（第十一
条の規定により議決権を行使することができない
組合会議員の数を除く。）の半数以上が出席し
なければ、議事を開き、議決をすることができ
ない。

（組合会の議長）

（組合会の議長）

認可があつたときは、速やかに、組合会を招集
して健康保険組合の設立の経過その他重要な事
項を報告しなければならない。

（組合会議員の任期）

第六条 組合会議員の任期は、三年を超えない範
囲内で規約で定める期間とする。ただし、補欠
の組合会議員の任期は、前任者の残任期間とす
る。

（組合会の招集）

第七条 組合会は、理事長が招集する。組合会議
員の定数の三分の一以上の者が会議に付議すべ
き事項及び招集の理由を記載した書面を理事長
に提出して組合会の招集を請求したときは、理
事長は、その請求のあつた日から二十日以内に
組合会を招集しなければならない。

（設立の認可等の告示）

第二条 厚生労働大臣は、健康保険組合の設立の
認可をしたときは、次に掲げる事項を告示する
ものとする。

一 健康保険組合の名称

二 事務所の所在地

三 設立事業所（健康保険組合が設立された適
用事業所をいう。以下同じ。）の名称及び所
在地

四 設立の認可の年月日

（組合会招集の手続）

第八条 組合会の招集は、緊急を要する場合を除
き、開会の日の前日から起算して前五日目に當
たる日が終わるまでに、会議に付議すべき事
項、日時及び場所を示し、規約で定める方法に
従つてしなければならない。

（規約の公告）

第三条 健康保
険組合の設立の認可の申請をした

適用事業所の事業主は、健康保険組合の設立の
認可があつたときは、速やかに、規約を公告し
なければならない。

四 理事長は、規約が変更されたときは、速やか
に、これを公告しなければならない。

（重要事項の報告）

第四条 健康保険組合の設立の認可の申請をした

適用事業所の事業主は、健康保険組合の設立の
認可があつたときは、速やかに、規約を公告し
なければならない。

（組合会の議事等）

第五条 組合会議員の定数（第十一
条の規定により議決権を行使することができない
組合会議員の数を除く。）の半数以上が出席し
なければ、議事を開き、議決をすることができ
ない。

（組合会の議長）

第六条 組合会議員の定数（第十一
条の規定により議決権を行使することができない
組合会議員の数を除く。）の半数以上が出席し
なければ、議事を開き、議決をすることができ
ない。

（組合会の議事）

第十二条 組合会議員は、規約で定めるところに
より、第八条の規定によりあらかじめ通知のあ
った事項につき、書面又は代理人をもつて、議
事長は、規約で定めるところにより、毎年一度一
回通常組合会を招集しなければならない。

（代理）

第十三条 組合会議員は、規約で定めるところに
より、第八条の規定によりあらかじめ通知のあ
った事項につき、書面又は代理人をもつて、議
事長は、規約で定めるところにより、毎年一度一
回通常組合会を招集しなければならない。

（組合会議員の除斥）

第十四条 組合会議員は、特別の利害関係のある事
項については、その議事に加わることができる
ない。ただし、組合会の同意があつた場合は、
会議に出席して発言することができる。

（代理）

第十五条 組合会議員は、規約で定めるところに
より、第八条の規定により議決権又は選挙権を行
うべき事項につき、書面又は代理人をもつて、議
事長は、規約で定めるところにより、毎年一度一
回通常組合会を招集しなければならない。

（組合会議員の議決権）

第十六条 組合会議員は、規約で定めるところに
より、第八条の規定により議決権又は選挙権を行
うべき事項につき、書面又は代理人をもつて、議
事長は、規約で定めるところにより、毎年一度一
回通常組合会を招集しなければならない。

（組合会議員の選挙権）

第十七条 組合会議員は、規約で定めるところに
より、第八条の規定により議決権又は選挙権を行
うべき事項につき、書面又は代理人をもつて、議
事長は、規約で定めるところにより、毎年一度一
回通常組合会を招集しなければならない。

（組合会議員の議事権）

第十八条 組合会議員は、規約で定めるところに
より、第八条の規定により議決権又は選挙権を行
うべき事項につき、書面又は代理人をもつて、議
事長は、規約で定めるところにより、毎年一度一
回通常組合会を招集しなければならない。

（組合会議員の議事権）

第十九条 組合会議員は、規約で定めるところに
より、第八条の規定により議決権又は選挙権を行
うべき事項につき、書面又は代理人をもつて、議
事長は、規約で定めるところにより、毎年一度一
回通常組合会を招集しなければならない。

（組合会議員の議事権）

第二十条 組合会議員は、規約で定めるところに
より、第八条の規定により議決権又は選挙権を行
うべき事項につき、書面又は代理人をもつて、議
事長は、規約で定めるところにより、毎年一度一
回通常組合会を招集しなければならない。

（組合会議員の議事権）

第二十一条 組合会議員は、規約で定めるところに
より、第八条の規定により議決権又は選挙権を行
うべき事項につき、書面又は代理人をもつて、議
事長は、規約で定めるところにより、毎年一度一
回通常組合会を招集しなければならない。

（組合会議員の議事権）

第二十二条 組合会議員は、規約で定めるところに
より、第八条の規定により議決権又は選挙権を行
うべき事項につき、書面又は代理人をもつて、議
事長は、規約で定めるところにより、毎年一度一
回通常組合会を招集しなければならない。

（組合会議員の議事権）

第二十三条 組合会議員は、規約で定めるところに
より、第八条の規定により議決権又は選挙権を行
うべき事項につき、書面又は代理人をもつて、議
事長は、規約で定めるところにより、毎年一度一
回通常組合会を招集しなければならない。

（組合会議員の議事権）

- 二 事業及び財産の現状
三 財政の健全化の目標
（解散を命ずることができる指定健康保険組合）
第三十一条 法第二十九条第二項の政令で定める
指定健康保険組合は、次のとおりとする。
一 厚生労働大臣が指定する期日までに健全化
計画の承認を申請しない指定健康保険組合
二 健全化計画の承認を受けることができない
指定健康保険組合

第七節 雜則

（権限の委任）

第三十二条 この章に規定する厚生労働大臣の権
限の一部は、厚生労働省令で定めるところによ
り、地方厚生局長に委任することができる。
2 前項の規定により地方厚生局長に委任された
権限は、厚生労働省令で定めるところにより、
地方厚生支局長に委任することができる。
(厚生労働省令への委任)

第三十三条 この章に規定するもののほか、健康
保険組合に関して必要な事項は、厚生労働省令
で定める。

第四章 育児休業の根拠法令

第三十三条の二 法第四十三条の二第一項の政令
で定める法令は、次のとおりとする。
一 國会職員の育児休業等に関する法律（平成
三年法律第八号）
二 國家公務員の育児休業等に関する法律（平
成三年法律第九号）（裁判所職員臨時措置
法（昭和二十六年法律第二百九十九号）（第
七号に係る部分に限る。）において準用する
場合を含む。）
三 地方公務員の育児休業等に関する法律（平
成三年法律第十号）

第五章 保険給付

（保険医療機関等の指定の拒否等に係る法律）

第三十三条の三 法第六十五条第三項第三号、第
七十二条第二項第二号、第八十条第七号、第八
一条第四号、第八十九条第四項第五号及び第
九十五条第八号の政令で定める法律は、次のと
おりとする。
一 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）
二 医師法（昭和二十三年法律第二百一号）
三 歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二
号）
四 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律
第二百三号）

- 六 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）
七 第二百四十五号
八 国民健康保険法（昭和三十三年法律第七百九十二号）
九 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百四十五号）
十 薬剤師法（昭和三十五年法律第七百四十六号）
十一 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第七百五十二号）
十二 高齢者の医療の確保に関する法律
十三 再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成二十五年法律第八十五号）
十四 臨床研究法（平成二十九年法律第十六号）

2 法第八十条第九号、第八十一条第六号及び第九十五条第十号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一 船員保険法

二 医師法

三 歯科医師法

四 保健師助産師看護師法

五 医療法

六 私立学校教職員共済組合法

七 公務員共済組合法

八 国民健康保険法

九 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律

十 薬剤師法

十一 地方公務員等共済組合法

一二 高齢者の医療の確保に関する法律

一三 再生医療等の安全性の確保等に関する法律

十四 臨床研究法

（一部負担金の割合が百分の三十となる場合）

第三十四条 法第七十七条第一項第三号の政令で定めるところにより算定した報酬の額は療養の給付を受ける月の標準報酬月額とし、同号の政令で定める額は二十八万円とする。

前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する者については、適用しない。
一 被保険者及びその被扶養者（七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該當

二 被保険者（その被扶養者（七十歳に達する者のに限る。）について厚生労働省令で定めるところにより算定した収入の額が五百二十万円（当該被扶養者がいない者にあっては、三百八十三万円）に満たない者

二 被保険者（その被扶養者（七十歳に達する日の属する月の翌月以後ある場合に該当するに至つたものに限る。）がいない者であつてその被扶養者であつた者（法第三条第七項ただし書に該当するに至つたため被扶養者でなくなつた者であつて、同項ただし書に該当するに至つた日の属する月以後五年を経過する月までの間に限り、同日以後継続して同項ただし書に該当するものをいう。以下この号において同じ。）がいるものに限る。）及びその被扶養者であつた者について前号の厚生労働省令で定めるところにより算定した収入の額が五百二十万円に満たない者

（埋葬料の金額）

第三十五条 法第百条第一項の政令で定める金額は、五万円とする。

（出産育児一時金の金額）

第三十六条 法第一百一条の政令で定める金額は、四十八万八千円とする。ただし、病院、診療所、助産所その他の者であつて、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものによる医学的管理の下における出産であると保険者が認めるとときは、四十八万八千円に、第一号に規定する保険契約に関し被保険者が追加的に必要となる費用の額を基準として、三万円を超えない範囲内で保険者が定める金額を加算した金額とする。

一 当該病院、診療所、助産所その他の者による医学的管理の下における出産について、特定出産事故（出産（厚生労働省令で定める基準に該当する出産に限る。）に係る事故（厚生労働省令で定める事由により発生したものと除く。）のうち、出生した者が当該事故により脳性麻痺にかかり、厚生労働省令で定める程度の障害の状態となつたものをいう。次号において同じ。）が発生した場合において、当該出生した者の養育に係る経済的負担の軽減を図るために補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約であつて厚生労働省令で定める要件に該当するものが締結されていること。

二 出産に係る医療の安全を確保し、当該医療の質の向上を図るため、厚生労働省令で定め

- るところにより、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じてること。
(傷病手当金と障害手当金等との併給調整)
第三十六条の二 法第一百八条第四項ただし書の政令で定めるときは次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書の政令で定める差額は当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額とする。

一 報酬を受けることができない場合であつて、かつ、出産手当金の支給を受けることができない場合 傷病手当金合計額(厚生年金法、保険法(昭和二十九年法律第百十五号)によつて障害手当金の支給を受けることとなつた日以後に傷病手当金の支給を受けるとする場合の法第九十九条第二項の規定により算定される額の合計額が当該障害手当金の額に達するに至る日における当該合計額をいう。以下この条において同じ。)と障害手当金の額との差額

二 報酬を受けることができない場合であつて、かつ、出産手当金の支給を受けることができる場合 法第九十九条第二項の規定により算定される額と出産手当金の額(当該額が同項の規定により算定される額を超える場合にあつては、当該額)との差額又は傷病手当金合計額と障害手当金の額との差額のいずれか少ない額

三 報酬の全部又は一部を受けることができる場合であつて、かつ、出産手当金の支給を受けることができない場合 法第九十九条第一項の規定により算定される額と当該受けることができる報酬の全部若しくは一部の額(当該額が同項の規定により算定される額を超える場合にあつては、当該額)との差額又は傷病手当金合計額と障害手当金の額との差額のいずれか少ない額

四 報酬の全部又は一部を受けることができる場合であつて、かつ、出産手当金の支給を受けることができる場合 法第九十九条第二項の規定により算定される額と当該受けることができる報酬の全部若しくは一部の額及び法第一百八条第二項ただし書の規定により算定される出産手当金の額の合算額(当該合算額が法第九十九条第二項の規定により算定される額を超える場合にあつては、当該額)との差額

被保険者又はその被扶養者が受けた当該療養(七十歳に達する日の属する月の翌月以後の療養に限る。第五項において同じ。)を受けた場合において、当該被保険者又はその被扶養者が同一の月にそれぞれ一の病院等から受けた当該療養に係る次に掲げる額を合算した額から次項又は第五項の規定により支給される高額療養費の額を控除した額(以下この項及び附則第二条第二項第一号において「七十歳以上一部負担金等世帯合算額」という。)が高額療養費算定基準額を超えるときは、当該七十歳以上一部負担金等世帯合算額から高額療養費算定基準額を控除した額を高額療養費として支給する。

一　被保険者又はその被扶養者が受けた当該療養(特定給付対象療養を除く。)に係る第一項第一号イからまでに掲げる額を合算した額

二　被保険者又はその被扶養者が受けた当該療養(特定給付対象療養に限る。)について、当該被保険者又はその被扶養者がなお負担すべき額を合算した額

被保険者が第一号に掲げる療養を受けた場合は第三号に掲げる療養(七十歳に達する日の属する月の翌月以後の療養に限る。)を受けた場合において、当該被保険者又はその被扶養者が同一の月にそれぞれ一の病院等から受けた当該療養に係る前項第一号及び第二号に掲げる額を合算した額から次項の規定により支給される高額療養費の額のうち当該被保険者又はその被扶養者に係る額をそれぞれ控除した額が高額療養費算定基準額を超えるときは、当該それぞれ控除した額から高額療養費算定基準額を控除した額の合算額を高額療養費として支給する。

一　高齢者の医療の確保に関する法律第五十二条第一号に該当し、月の初日以外の日において同法第五十条の規定による被保険者(以下「後期高齢者医療の被保険者」という。)の資格を取得したことにより健康保険の被保険者の資格を喪失した者(第三号において「七十五歳未満で到達した月」という。)に受けた療養

二　高齢者の医療の確保に関する法律第五十二条第一号に該当し、月の初日以外の日において同法第五十条の規定による被保険者(以下「後期高齢者医療の被保険者」という。)が、同日の前日の属する月(同日以前の期間に限る。第三号において「旧被保険者七十五歳到達月」という。)に受けた療養

三 七十五歳到達前旧被保険者の被扶養者であった者（当該七十五歳到達前旧被保険者が後期高齢者医療の被保険者の資格を取得したことにより被扶養者でなくなった者が、同日の前日の属する月（同日以前の期間に限りある。）に受けた療養費）

四 被扶養者が療養（外来療養（法第六十三条第一項第一号から第四号までに掲げる療養（同項第五号に掲げる療養に伴うものを除く。）をいふ。次条並びに第四十二条第六項第三号、第七項第三号及び第八項第三号において同じ。）に限る。）を受けた場合において、当該被保険者又はその被扶養者が同一の月にそれぞれ一の病院等から受けた当該療養に係る第三項第一号及び第二号に掲げる額を当該被保険者又はその被扶養者ごとにそれぞれ合算した額が高額療養費算定期準額を超えるときは、当該それぞれ合算した額から高額療養費算定期準額を控除した額の合算額を高額療養費として支給する。

五 被保険者又はその被扶養者が特定給付対象療養（当該被保険者又はその被扶養者が次項の規定による保険者の認定を受けた場合における同項に規定する特定疾病給付対象療養及び当該被保険者又はその被扶養者が第九項の規定による保険者の認定を受けた場合における同項に規定する療養を高額療養費算定期準額を超えるときは、当該被保険者又はその被扶養者が第九項の規定による保険者の認定を受けた場合における同項に規定する療養を高額療養費算定期準額を超えるときは、当該同号イから今までに掲げる額から高額療養費算定期準額を控除した額を高額療養費として支給する。

六 被保険者又はその被扶養者が特定疾病給付対象療養（特定給付対象療養（当該被保険者又はその被扶養者が第九項の規定による保険者の認定を受けた場合における同項に規定する療養を高額療養費算定期準額を超える。）のうち、治療方法が確立していない疾病その他の疾病であつて、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものの当該療養に必要な費用の負担を軽減する。）

するための医療に関する給付として厚生労働大臣が定めるものが行わるべきものをいう。(第四十二条第七項において同じ。)を受けた場合において、当該特定疾病給付対象療養を受けた被保険者又はその被扶養者が厚生労働省令で定めるところにより保険者の認定を受けたものであり、かつ、当該被保険者又はその被扶養者が同一の月にそれぞれ一の病院等から受けた当該特定疾病給付対象療養に係る第一項第一号イから八までに掲げる額が高額療養費算定基準額を超えるときは、当該同号イから八までに掲げる額から高額療養費算定基準額を控除した額を高額療養費として支給する。

8 被保険者又はその被扶養者が生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第六条第一項に規定する被保護者である場合において、当該被保険者は又はその被扶養者が同一の月にそれぞれ一の病院等から受けた疗養(食事療養、生活療養及び特定給付対象療養を除く。)に係る第一項第一号イから八までに掲げる額が高額療養費算定基準額を超えるときは、当該同号イから八までに掲げる額から高額療養費算定基準額を控除した額を高額療養費として支給する。

9 被保険者又はその被扶養者が次の一いずれに該当する疾病として厚生労働大臣が定めるものに係る疗養(食事療養及び生活療養を除く。)を受けた場合において、当該疗養を受けた被保険者又はその被扶養者が厚生労働省令で定めるところにより保険者の認定を受けたものであり、かつ、当該被保険者又はその被扶養者が同一の月にそれぞれ一の病院等から受けた当該疗養に係る第一項第一号イから八までに掲げる額が高額療養費算定基準額を超えるときは、当該同号イから八までに掲げる額から高額療養費算定基準額を控除した額を高額療養費として支給する。

一 費用が著しく高額な一定の治療として厚生労働大臣が定める治療を要すること。

二 前号に規定する治療を著しく長期間にわたり継続しなければならないこと。

(年間の高額疗養費の支給要件及び支給額)

第四十一条の二 高額疗養費は、第一号から第六号までに掲げる額を合算した額(以下この項において「基準日被保険者合算額」という。)、第七号から第十二号までに掲げる額を合算した額(以下この項において「基準日被扶養者合算額」という。)又は第十三号から第十八号までに掲

一 計算期間（基準日において当該保険者の被保険者、扶養者（日雇特例被保険者、国家公務員共済組合法及び地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員並びに私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者を除く。以下この条、第四十三条第一項及び第四十三条の二から第四十三条の四までにおいて同じ。）である者（以下この条並びに第四十三条の二第一項、第二項、第五項及び第七項において「基準日被保険者」という。）が当該保険者の被保険者であつた間に限りする。）において、当該基準日被保険者が当該保険者の被保険者（法第七十四条第一項第三号の規定が適用される者である場合を除く。）として受けた外来療養（七十歳に達する日の属する月の翌月以後の外来療養に限る。以下この条において同じ。）（法第九十一条第一項（法第一百十条第七項及び第一百十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定による保険給付に係る外来療養（以下この条において「継続給付に係る外来療養」という。）を含む。）に係る次に掲げる額の合算額

額療養費が支給される場合にあつては、当該者に係る支給額を控除した額とし、法第五十条に規定するその他の給付として次に掲げる額に係る負担を軽減するための金品が支給される場合にあつては、当該者に係る当該金品に相当する額を控除した額とする。)イ 当該外来療養(特定給付対象療養を除く。)に係る前条第一項第一号イからまでに掲げる額を合算した額

ロ 当該外来療養(特定給付対象療養に限る。)について、当該者がなお負担すべき額

二 計算期間(基準日被保險者が他の健康保険者の被保險者であった間に限る。)における当該外来療養(特定給付対象療養に限る。)に係る前条第一項第一号イからまでに掲げる額を合算した額

三 計算期間(基準日被保險者が他の健康保険者の被保險者であった間に限る。)において、当該基準日被保險者が当該他の健康保険の被保險者の被保險者(法第七十四条第一項第三号の規定が適用される者である場合を除く。)として受けた外来療養(継続給付に係る外来療養を含む。)に係る前号に規定する合算額

八 計算期間(基準日被保險者が他の健康保険の被保險者であり、かつ、基準日被保險者である者に限る。以下この条並びに第四十三条の二第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)、第三項及び第五項において「基準日被扶養者」という。)が当該保険者の被扶養者であり、かつ、当該基準日被保險者が当該基準日被扶養者の被扶養者であった間に限る)において、当該基準日被保險者が当該他の健康保険の被保險者の被扶養者(法第七十四条第一項第三号の規定が適用される者である場合を除く。)として受けた外来療養(継続給付に係る外来療養を含む。)に係る第一号に規定する合算額

八 計算期間(基準日被保險者が他の健康保険の被保險者であり、かつ、基準日被保險者である者に限る。以下この条並びに第四十三条の二第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)、第三項及び第五項において「基準日被扶養者」という。)が当該保険者の被扶養者であり、かつ、当該基準日被保險者が当該基準日被扶養者の被扶養者であった間に限る)において、当該基準日被保險者が当該他の健康保険の被保險者の被扶養者(法第七十四条第一項第三号の規定が適用される者である場合を除く。)として受けた外来療養(継続給付に係る外来療養を含む。)に係る第一号に規定する合算額

九 計算期間(基準日被扶養者が他の健康保険の被扶養者であり、かつ、基準日被扶養者が当該基準日被扶養者の被扶養者であつた間に限る。)において、当該基準日被扶養者が当該他の健康保険の被扶養者(法第七十四条第一項第三号の規定が適用される者である場合を除く。)として受けた外来療養(継続給付に係る外来療養を含む。)に係る第一号に規定する合算額

十 計算期間(基準日被扶養者が他の健康保険の被扶養者であった間に限る。)において、当該基準日被扶養者が当該他の健康保険の被扶養者(法第七十四条第一項第三号の規定が適用される者である場合を除く。)として受けた外来療養(継続給付に係る外来療養を含む。)に係る第一号に規定する合算額

十一 計算期間(基準日被扶養者が組合等(高齢者の医療の確保に関する法律に基づく後期高齢者医療広域連合を除く。)の組合員等(後期高齢者医療の被扶養者を除く。)である者を除く。)が当該保険者の被扶養者の被扶養者(法第一百十条第二項第一号ニの規定が適用される者である場合を除く。)として受けた外来療養(継続給付に係る外来療養を含む。)に係る第一号に規定する合算額

十二 計算期間(基準日被扶養者が組合等の組合員等の被扶養者である場合を除く。)として受けた外来療養(継続給付に係る外来療養を含む。)に係る第一号に規定する合算額

十三 計算期間(基準日被扶養者が組合等の組合員等の被扶養者である場合を除く。)として受けた外来療養(継続給付に係る外来療養を含む。)に係る第一号に規定する合算額

十四 計算期間(基準日被扶養者が他の健康保険の被扶養者であり、かつ、当該基準日被扶養者が当該他の健康保険の被扶養者(法第七十四条第一項第三号の規定が適用される者である場合を除く。)として受けた外来療養(継続給付に係る外来療養を含む。)に係る第一号に規定する合算額

十五 計算期間(基準日被扶養者が組合等の組合員等であった間に限る。)において、当該基準日被扶養者が当該組合等の組合員等(法第七十四条第一項第三号の規定が適用される者である場合を除く。)として受けた外来療養(継続給付に係る外来療養を含む。)に係る第一号に規定する合算額

十六 計算期間(基準日被扶養者が他の健康保険者の被扶養者があつた者(基準日被扶養者を除く。)が当該保険者の被扶養者の被扶養者(法第一百十条第二項第一号ニの規定が適用される者である場合を除く。)として受けた外来療養(継続給付に係る外来療養を含む。)に係る第一号に規定する合算額

十七 計算期間(基準日被扶養者が組合等(高齢者の医療の確保に関する法律に基づく後期高齢者医療の被扶養者を除く。)の組合員等(後期高齢者医療の被扶養者を除く。)である者を除く。)が当該保険者の被扶養者の被扶養者(法第一百十条第二項第一号ニの規定が適用される者である場合を除く。)として受けた外来療養(継続給付に係る外来療養を含む。)に係る第一号に規定する合算額

十八 計算期間(基準日被扶養者が組合等(高齢者の医療の確保に関する法律に基づく後期高齢者医療広域連合を除く。)の組合員等(後期高齢者医療の被扶養者を除く。)である者を除く。)が当該組合等の組合員等の被扶養者(法第一百十条第二項第一号ニの規定が適用される者である場合を除く。)として受けた外来療養(継続給付に係る外来療養を含む。)に係る第一号に規定する合算額

に相当する者である場合を除く。)として受けた外来療養について第一号に規定する合算額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額

十一 計算期間(基準日被扶養者が組合等(高齢者の医療の確保に関する法律に基づく後期高齢者医療広域連合を除く。)の組合員等(後期高齢者医療の被扶養者を除く。)である者を除く。)が当該保険者の被扶養者の被扶養者(法第一百十条第二項第一号ニの規定が適用される者である場合を除く。)として受けた外来療養(継続給付に係る外来療養を含む。)に係る第一号に規定する合算額

十二 計算期間(基準日被扶養者が他の健康保険者の被扶養者があつた者(基準日被扶養者を除く。)が当該保険者の被扶養者の被扶養者(法第一百十条第二項第一号ニの規定が適用される者である場合を除く。)として受けた外来療養(継続給付に係る外来療養を含む。)に係る第一号に規定する合算額

者)の被扶養者があつた者(基準日被扶養者を除く。)が当該基準日被扶養者の被扶養者であつた間に限る。)において、当該基準日被扶養者の被扶養者があつた者(基準日被扶養者を除く。)が当該保険者の被扶養者の被扶養者(法第一百十条第二項第一号ニの規定が適用される者である場合を除く。)として受けた外来療養(継続給付に係る外来療養を含む。)に係る第一号に規定する合算額

十三 計算期間(基準日被扶養者が組合等(高齢者の医療の確保に関する法律に基づく後期高齢者医療の被扶養者を除く。)の組合員等(後期高齢者医療の被扶養者を除く。)である者を除く。)が当該組合等の組合員等の被扶養者(法第一百十条第二項第一号ニの規定が適用される者である場合を除く。)として受けた外来療養(継続給付に係る外来療養を含む。)に係る第一号に規定する合算額

十四 計算期間(基準日被扶養者が他の健康保険の被扶養者であり、かつ、当該基準日被扶養者が当該他の健康保険の被扶養者(法第七十四条第一項第三号の規定が適用される者である場合を除く。)として受けた外来療養(継続給付に係る外来療養を含む。)に係る第一号に規定する合算額

十五 計算期間(基準日被扶養者が組合等の組合員等であった間に限る。)において、当該基準日被扶養者が当該組合等の組合員等(法第七十四条第一項第三号の規定が適用される者である場合を除く。)として受けた外来療養(継続給付に係る外来療養を含む。)に係る第一号に規定する合算額

3 2
れる者に相当する者である場合を除く。)として受けた外来療養について第一号に規定する合算額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額

前項の規定は、計算期間において当該保険者の被保険者であつた者(基準日被扶養者に限る。)に対する高額療養費の支給について準用する。この場合において、同項中「同号」とあるのは「第三号」と「第七号」とあるのは「第九号」と、「第十三号」とあるのは「第十五号」と、同項ただし書中「第七十四条第一項第三号」とあるのは「第一百十条第二項第一号ニ」と読み替えるものとする。

第一項の規定は、計算期間において当該保険

当該保険者の被保険者であり、かつ、当該同項に規定する者の被扶養者であつた者（当該基準日被扶養者を除く。）が当該同項に規定する者の被扶養者であつた間に限る。）において、当該同項に規定する者の被扶養者であつた者（当該基準日被扶養者を除く。）が当該保険者の被扶養者（法第百十一条第二項第一号ニの規定が適用される場合を除く。）として受けた第十四号に規定する外来療養に係る

項目 第一 同号に掲げる	書だ項第一した間(毎年八月から翌年七月までの期日)	第七号に掲げる	第七号に掲げる額のうち、計算期間(第四項に規定する者が当該保険者の被保険者である場合を除く。)として受けた第四号に規定する外来療養に係る
の末日	に係る	第十号に掲げる額のうち、計算期間(第四項に規定する者が当該保険者の被保険者である場合を除く。)として受けた第四号に規定する外来療養に係る	第十号に掲げる額のうち、計算期間(第四項に規定する者が当該保険者の被保険者である場合を除く。)として受けた第四号に規定する外来療養に係る

5
計算期間において当該保険者の被保険者であつた者（基準日において組合等（高齢者の医療の確保に関する法律に基づく後期高齢者医療広域連合を除く。）の組合員等（第九項に規定する国民健康保険の世帯主等であつて被保険者はその被扶養者である者及び後期高齢者医療の被保険者を除く。）である者に限る。以下この項において「基準日組合員等」という。）に対する高額療養費は、次の表の上欄に掲げる額のいずれかが高額療養費算定基準額を超える場合に支給するものとし、その額は、同表の中欄に掲げる額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）にそれぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額の合算額とする。ただし、当該基準日組合員等が基準日において法第七十四条第一項第三号の規定が適用される者に相当する者である場合は、この限りでない。

号 十 項 六 第一 他 の	保 被 保 險 者	保 險 者 の 被 保 險 者	号 十 項 五 第一 當 該 保 險 者 で
基準日保険者以外の	基準日保険者の被保険者の	基準日保険者の被保険者の	基準日保険者の被保険者の

6 前項の規定は、計算期間において該保険者の被保険者であつた者（基準日において組合等の高齢者の医療の確保に関する法律に基づく後期高齢者医療広域連合を除く。）の組合員等（後期高齢者医療の被保険者を除く。）に対する高額療養費の支給について準用する。この場合において、同項ただし書中「第七十四条第一項第三号」とあるのは「第一百十条第二項第一号二」と、同項の	基準日組合員等を基準日被保険者と、基準日扶養者等を基準日被扶養者と、基準日扶養者等を基準日被扶養者と、それぞれみなして厚生労働省令で定めたところにより算定した第一項第十三号から第十八号までに掲げる額に相当する額を合算した額（以下この表において「元被扶養者等合算額」という。）	基準日組合員等を基準日被保険者と、基準日扶養者等を基準日被扶養者と、基準日扶養者等を基準日被扶養者と、それぞれみなして厚生労働省令で定めたところにより算定した第一項第七号から第十二号までに掲げる額に相当する額を合算した額（以下この表において「基準日被扶養者等合算額」という。）	基準日組合員等を基準日被保険者と、基準日扶養者等を基準日被扶養者と、基準日扶養者等を基準日被扶養者と、それぞれみなして厚生労働省令で定めたところにより算定した第一項第十三号から第十八号までに掲げる額に相当する額を合算した額（以下この表において「元被扶養者等合算額」という。）
の被保険者であった者（基準日において組合等の高齢者の医療の確保に関する法律に基づく後期高齢者医療広域連合を除く。）の組合員等（後期高齢者医療の被保険者を除く。）に対する高額療養費の支給について準用する。この場合において、同項ただし書中「第七十四条第一項第三号」とあるのは「第一百十条第二項第一号二」と、同項の	基準日被扶養者合算額を除し得た率	基準日被扶養者合算額を除し得た率	基準日被扶養者合算額を除し得た率
の被保険者であった者（基準日において組合等の高齢者の医療の確保に関する法律に基づく後期高齢者医療広域連合を除く。）の組合員等（後期高齢者医療の被保険者を除く。）に対する高額療養費の支給について準用する。この場合において、同項ただし書中「第七十四条第一項第三号」とあるのは「第一百十条第二項第一号二」と、同項の	基準日被扶養者合算額を除し得た率	基準日被扶養者合算額を除し得た率	基準日被扶養者合算額を除し得た率
の被保険者であった者（基準日において組合等の高齢者の医療の確保に関する法律に基づく後期高齢者医療広域連合を除く。）の組合員等（後期高齢者医療の被保険者を除く。）に対する高額療養費の支給について準用する。この場合において、同項ただし書中「第七十四条第一項第三号」とあるのは「第一百十条第二項第一号二」と、同項の	基準日被扶養者合算額を除し得た率	基準日被扶養者合算額を除し得た率	基準日被扶養者合算額を除し得た率

表中「を基準日被保険者と、基準日被扶養者等」
（）とあるのは、「（基準日において組合等（高齢者等の医療の確保に関する法律に基づく後期高齢者医療広域連合を除く。）の組合員等（後期高齢者医療の被保険者を除く。）である者をいう。以下この表において同じ。）を基準日被保険者と、基準日被扶養者等（）と、「第一項第一号に」とあるのは、「第一項第三号に」と、「第二項第七号に」とあるのは、「第一項第九号に」と、「第一項第十三号に」とあるのは、「第一項第十五号に」と読み替えるものとする。
計算期間において当該保険者の被保険者であつた者（基準日において後期高齢者医療の被保

合等」とは、法第百一十三条第一項の規定による保険者としての全国健康保険協会、船員保険法の規定により医療に関する給付を行う全国健康保険協会、市町村（特別区を含む。）、国民健康保険組合、国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法に基づく共済組合、私立学校振興・共済事業団又は高齢者の医療の確保に関する法律に基づく後期高齢者医療広域連合をいう。

第一項（第二項から第四項までにおいて準用する場合を含む。）、第五項（第六項において準用する場合を含む。）及び第六項において「組合員等」とは、日雇特例被保険者（日雇特例被保険者であつた者（法第百二十六条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙を貼り付けるべき余白がなくなるに至るまでの間に於ける限り、法第三条第二項ただし書の規定による承認を受けて同項の規定による日雇特例被保険者とならない期間内にある者又は法第二百二十六条第三項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者を除く。））を含む。次項（第四十三条の三第五項及び第四十四条第二項から第七項までにおいて同じ。）、船員保険の被保険者、国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員、私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者、国民健康保険の被保険者の属する世帯の世帯主若しくは国民健康保険組合の組合員（以下「国民健康保険の世帯主等」という。）又は後期高齢者医療の被保険者をいう。

第一項（第二項から第四項までにおいて準用する場合を含む。）、第五項（第六項において準用する場合を含む。）及び第六項において「被扶養者等」とは、日雇特例被保険者の被扶養者（他の法律において準用する場合を含む。）若しくは地方公務員等共済組合法の規定による被扶養者又は国民健康保険の世帯主等と同一の世帯に属する当該国民健康保険の世帯主等以外の国民健康保険の被保険者をいう。

二号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が六万七千円に満たないときは、二十六万七千円）から二十六万七千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、当該療養のあつた月以前の十二月以内に既に高額療養費（同条第一項から第四項までの規定によるものに限る）が支給されている月の端数が三月以上ある場合（以下この条及び次条第一項において「高額療養費多數回該当の場合」という。）にあつては、四万四千四百円とする。

二 療養のあつた月の標準報酬月額が八十三万円以上の被保険者又はその被扶養者二十五万二千六百円と、第四十一条第一項第一号及び第二号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めたところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が八十四万二千円に満たないときは、八十四万二千円）から八十四万二千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多數回該当の場合にあつては、十四万百円とする。

三 療養のあつた月の標準報酬月額が五十三万円以上八十三万円未満の被保険者又はその被扶養者十六万七千四百円と、第四十一条第一項第一号及び第二号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めたところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が五十五万八千円に満たないときは、五十五万八千円）から五十五万八千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、そ

四 療養のあつた月の標準報酬月額が二十八万円未満の被保険者又はその被扶養者（次号に掲げる者を除く。）五万七千六百円。ただし、高額療養費多數回該当の場合にあっては、四万四千四百円とする。

五 市町村民税非課税者（療養のあつた月の属する年度（療養のあつた月が四月から七月までの場合は、前年度）分の地方税法（昭和二十一年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。第四十一条の三第一項第五号において同じ。）が課されない者（市町村（特別区を含む。同号において同じ。）の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）をいう。第三項第五号において同じ。）である被保険者若しくはその被扶養者又は療養のある月において要保護者（生活保護法第六条第二項に規定する要保護者をいう。第三項において同じ。）である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する被保険者若しくはその被扶養者（第二号及び第三号に掲げる者を除く。）三万五千四百円。ただし、高額療養費多數回該当の場合にあっては、二万四千六百円とする。

第四十一条第二項の高額療養費算定基準額は、当該被扶養者に係る次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 次号から第五号までに掲げる被保険者以外の被保険者 四万五十円と、第四十一条第二項第一号及び第二号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が十三万三千五百円に満たないとときは、十三万三千五百円）から十三万三千五百円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるとき

二 前項第一号に規定する被保険者一千三百円と、第四十一条第二項第一号及び第二号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が四十二万三千円に満たないときは、四十二万三千円）から四十二万円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多數回該当の場合にあっては、七万五十五円とする。

三 前項第三号に規定する被保険者八万三千七百円と、第四十一条第二項第一号及び第二号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が二十九万九千円に満たないときは、二十七万九千円）から二十七万九千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多數回該当の場合にあっては、四万六千五百円とする。

四 前項第四号に規定する被保険者二万八千八百円。ただし、高額療養費多數回該当の場合にあっては、二万二千二百円とする。

五 前項第五号に規定する被保険者一万七千七百円。ただし、高額療養費多數回該当の場合にあっては、一万二千三百円とする。

第六十一条第三項の高額療養費算定期準額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 次号から第六号までに掲げる者以外の者五万七千六百円。ただし、高額療養費多數回該当の場合にあっては、四万四千四百円とする。

二 法第七十四条第一項第三号の規定が適用される者であつて療養のあつた月の標準報酬月額が八十三万円以上の被保険者又はその被扶養者二十五万二千六百円と、第四十一条第三項第一号及び第二号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が四十二万三千円に満たないときは、四十二万三千円）から四十二万円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多數回該当の場合にあっては、七万五十五円とする。

ころにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が八十四万二千円に満たないときは、八十四万二千円）から八十四万二千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、十四万百円とする。

三 法第七十四条第一項第三号の規定が適用される者であつて療養のあつた月の標準報酬月額が五十三万円以上八十三万円未満の被保険者又はその被扶養者十六万七千四百円と、第四十一条第三項第一号及び第二号に掲げる

額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が五十五万八千円に満たないときは、五十五万八千円）から五十万八千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多數回該当の場合にあっては、九万三千円とす

四 法第七十四条第一項第三号の規定が適用される者であつて療養のあつた月の標準報酬月額が五十三万円未満の被保険者又はその被扶養者 八万円と、第四十一条第三項第一号及び第二号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額

が二十六万七千円に満たないときは、二十六万七千円から二十六万七千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額

が五十銭未満であるときは、これを切り捨てて、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額)との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合に

五 あつては、四万四千四百円とする。
市町村民税非課税者である被保険者若しくはその被扶養者又は療養のあつた月において要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する被保険者若しくはその被

扶養者
(前三号又は次号に掲げる者を除く。)

項に規定する条約適用配当等の額をいう。第四十三条の三第二項第六号において同じ。)がない被保険者若しくはその被扶養者又は療養のあつた月において要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する被保険者若しくはその被扶養者(第二号から第十四号までに掲げる者を除く。)一万五千円第四十一条第四項の高額療養費算定基準額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前項第一号に掲げる者 二万八千八百円。

二 前項第二号に掲げる者十二万六千三百円
と、第四十一条第四項に規定する合算した額
ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつ
ては、二万二千二百円とする。

に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が四十二万円に満たないときは、四十二万円）から四十二万円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円

未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てて、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額との合算額。ただし、高額療養費多數回該当の場合にあつては、七万五十円とする。

三 前項第三号に掲げる者 八万三千七百円と、第四十一条第四項に規定する合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が二十七万九千円に満たないときは、二十七万九千円）から二十七万九千円を控除了した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てて、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額との合算額。ただし、高額療養費多數回該当の場合にあつては、四万六千五百円とする。

四 前項第四号に掲げる者 四万五十円と、第四十一条第四項に規定する合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が十三万三千五百円に満たないときは、十三万三千五百円）から十三万三千五百円を控除了した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てて、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額との合算額。ただし、高額療養費多數回該当の場合にあつては、二万二千一百円とする。

五 前項第五号に掲げる者 一万二千三百円

六 前項第六号に掲げる者 七千五百円

5 第四十一条第五項の高額療養費算定基準額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額（同条第四項各号に掲げる療養（以下「この条及び第四十三条の二第一項第一号において「七十五歳到達時特例対象療養」といいう。）に係るものにあつては、当該各号に定める額に二分の一を乗じて得た額）とする。

一 第三項第一号に掲げる者 一万八千円

二 第三項第五号又は第六号に掲げる者 八千円

一 次号又は第三号に掲げる場合以外の場合るものにあつては、四万五十円）と、第四十一条第一項第一号イからへまでに掲げる額に係る同条第六項に規定する特定給付対象療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該特定給付対象療養に要した費用の額（その額が二十六万七千円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、十三万三千五百円以下この号において同じ。）万三千五百円。以下この号において同じ。）に満たないときは、二十六万七千円）から二十六万七千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額

二 七十歳に達する日の属する月の翌月以後の前号の特定給付対象療養であつて、入院療養（法第六十三条第一項第五号に掲げる療養（当該療養に伴う同項第一号から第三号までに掲げる療養を含む。）をいう。次項及び第八項第二号において同じ。）である場合五万七千六百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、二万八千八百円）

三 七十歳に達する日の属する月の翌月以後の第一号の特定給付対象療養であつて、外来療養である場合一万八千円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、九千円）

第四十一条第七項の高額療養費算定基准額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 次号又は第三号に掲げる場合以外の場合のイ第一項第一号に掲げる者 八万百円（十七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、四万五十円）と、第四十一条第一項第一号イからへまでに掲げる額に係る特定疾患給付対象療養につき厚生労働省令で定めることにより算定した当該特定疾患給付対象療養に要した費用の額（その額が二十六万七千円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、十三万三千五百円以下このイにおいて同じ。）に満たないときは、二十六万七千円）から二十六

万七千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、当該特定疾病給付対象療養（入院療養に限る。）のあつた月以前の十二月以内に既に高額療養費（当該特定疾病給付対象療養（入院療養に限る。）を受けた被保険者又はその被扶養者がそれぞれ同一の病院又は診療所から受けた入院療養に係るものであつて、同条第七項の規定によるものに限る。）が支給されている月数が三月以上ある場合（以下この項において「特定疾病給付対象療養高額療養費多數回該当の場合」といふ。）にあつては、四万四千四百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものについては、二万二千二百円）とする。

額（その額が五十五万八千円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、二十七万九千円。以下このハにおいて同じ。）に満たないときは、五十五万八千円）から五十五万八千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、九万三千円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、四万六千五百円）とする。

二 第一項第四号に掲げる者 五万七千六百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、二万八千八百円）。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、二万二千二百円）とする。

ホ 第一項第五号に掲げる者 三万五千四百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、一万七千七百円）。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万四千六百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、一万二千三百円）とする。

二 七十歳に達する日の属する月の翌月以後の特定疾病給付対象療養であつて、入院療養である場合、次のイからへまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからへまでに定める額イ 第三項第一号に掲げる者 五万七千六百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、二万八千八百円）。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、二万二千二百円）とする。

ロ 第三項第二号に掲げる者 二十五万二千六百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、十二万六千三百円）と、第四十一条第一項第一号イからへまでに掲げる額に係る特定疾病給付対象療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該特定疾病給付対象療養に要した費用の額（その額が八十四万二千円（七十五

五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、四十二万円。以下この口において同じ。)に満たないときは、八十四万二千円(八十四万二千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額(この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てて、その端数金額が五十銭以上であるときには、これを一円に切り上げた額)との合算額。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多回該当の場合にあつては、十四万円(七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、七万五十円)とする。

八 第三項第三号に掲げる者 十六万七千四百円(七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、八万三千七百円)と、第四十一条第一項第一号イからへまでに掲げる額に係る特定疾病給付対象療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した該特定疾病給付対象療養に要した費用の額(その額が五十五万八千円(七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、二十七万九千円。以下このハにおいて同じ。)に満たないときは、五十五万八千円)から五十五万八千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額(この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額)との合算額。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多回該当の場合にあつては、九万三千円(七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、四万六千五百円)とする。

一 第三項第四号に掲げる者 八万百円(七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、四万五十円)と、第四十一条第一項第一号イからへまでに掲げる額に係る特定疾病給付対象療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した該特定疾病給付対象療養に要した費用の額(その額が二十六万七千円(七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、十三万三千五百円)から八十四万二千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額(この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てて、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額)との合算額。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多回該当の場合にあつては、十四万円(七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、七万五十円)とする。

合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額との合算額。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多數回該当の場合にあっては、四万四千四百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあっては、一万二千三百円）

ホ 第三項第五号に掲げる者 二万四千六百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあっては、一万二千二百円）

ヘ 第三項第六号に掲げる者 一万五千円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあっては、七千五百円）

ミ 七十歳に達する日の属する月の翌月以後の特定疾病給付対象療養であつて、外来療養である場合 次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあっては、それぞれイ又はロに定める額に二分の一を乗じて得た額）

イ 第三項第一号に掲げる者 一万八千円

ロ 第三項第五号又は第六号に掲げる者 八千円

ナ 第四十二条第八項の高額療養費算定基準額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあっては、当該各号に定める額に二分の一を乗じて得た額）とする。

ニ 一次号又は第三号に掲げる場合以外の場合 三万五五千四百円

ト 七十歳に達する日の属する月の翌月以後の第四十二条第八項に規定する療養であつて、入院療養である場合 一万五千円

ヌ 七十歳に達する日の属する月の翌月以後の第四十二条第八項に規定する療養であつて、外来療養である場合 八千円

ヌ 第四十二条第九項の高額療養費算定基準額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあっては、当該各号に定める額に二分の一を乗じて得た額）とする。

ヌ 一次号に掲げる者以外の者 一万円

（その他高額療養費の支給に関する事項）

第四十三条 被保険者が同一の月に一の保険医療機関若しくは保険薬局若しくは法第六十三条第三項第二号に掲げる病院若しくは診療所若しくは薬局（以下この項及び第五項において「保険医療機関等」と総称する。）又は指定訪問看護事業者から療養を受けた場合において、法の規定により支払うべき一部負担金、保険外併用療養費負担額（保険外併用療養費の支給につき法第八十六条第四項において準用する法第八十一条第五項又は第七項の規定の適用がある場合における当該保険外併用療養費の支給に係る療養費負担額（訪問看護療養費の支給につき法第八十八条第六項の規定の適用がある場合における当該訪問看護療養費の支給に係る指定訪問看護につき算定した費用の額から当該保険外併用療養費の額を控除した額をいう。以下この項及び第五項において同じ。）又は訪問看護療養費負担額（訪問看護療養費の支給につき法第八十九条第六項の規定による当該訪問看護療養費につき算定した費用の額から当該訪問看護療養費の額を控除した額をいう。以下この項及び第五項において同じ。）の支払が行われなかつたときは、保険者は、第四十一条第一項及び第三項から第五項までの規定による高額療養費について、当該一部負担金の額、保険外併用療養費負担額又は訪問看護療養費負担額から次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を控除した額の限度において、当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に支払うものとする。

一 第四十一条第一項の規定により高額療養費を支給する場合、次のイからホまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからホまでに定める額

イ 前条第一項第一号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより保険者の認定を受けている者八百万円と、当該療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が二十六万七千円に

満たないときは、二十六万七千円）から二十六万七千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十錢未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十錢以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

口　前条第一項第二号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより保険者の認定を受けている者（一）十五万二千六百円と、当該療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が八十四万二千円に満たないときは、八十四万二千円）から八十四万二千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十錢未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十錢以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、十四万百円とする。

ハ　前条第一項第三号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより保険者の認定を受けている者（一）六万七千四百円と、当該療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が五十五万八千円から五十五万八千円）から五十五万八千円の一分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十錢未満であるときは、これを切り捨てて、その端数金額が五十錢以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、九万三千円とする。

ニ　前条第一項第四号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより保険者の認定を受けている者（一）万七千六百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

ホ　前条第一項第五号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより保険者の認定を受けている者（一）

額に相当する額を当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に支払うものとする。

前項の規定による支払があつたときは、被保険者に対し第四十一条第六項から第九項までの規定による高額療養費の支給があつたものとみなす。

法第百十条第四項から第六項までの規定は、家族療養費に係る療養についての第四十一条第六項から第九項までの規定による高額療養費の支給について準用する。この場合において、法第一百十条第四項及び第六項中「療養を」とあるのは「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第二百七十七号)による一般疾病医療費の支給その他厚生労働省令で定める医療費に関する給付が行われるべき療養を」と、「療養に」とあるのは「その療養に」と読み替えるものとする。

法第八十九条第六項及び第七項の規定は、家族訪問看護療養費に係る指定訪問看護についての第四十一条第六項から第九項までの規定による高額療養費の支給について準用する。この場合において、法第八十九条第六項中「被保険者が」とあるのは「被扶養者が」と、「指定訪問看護を」とあるのは「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第二百七十七号)による一般疾病医療費の支給その他厚生労働省令で定める医療に関する給付が行われるべき指定期訪問看護を」と読み替えるものとする。

歯科診療及び歯科診療以外の診療を行なう保険医療機関は、第四十一条の規定の適用については、歯科診療及び歯科診療以外の診療につきそれぞれ別個の保険医療機関とみなす。

被保険者又はその被扶養者が同一の月にそれぞれの保険医療機関から法第六十三条第一項第五号に掲げる療養を含む療養及びそれ以外の療養を受けた場合は、第四十一条の規定の適用については、当該同号に掲げる療養を含む療養及びそれ以外の療養は、それぞれ別個の保険医療機関から受けたものとみなす。

被保険者が計算期間においてその資格を喪失し、かつ、当該資格を喪失した日以後の当該計算期間において医療保険加入者(高齢者の医療の確保に関する法律第七条第四項に規定する加入者は又は後期高齢者医療の被保険者をいう。第43条の四第一項並びに第四十四条第四項及び第七項において同じ。)とならない場合その他の厚生労働省令で定める場合における第四十一条

第12条を基場はなだ高(第四章)

文庫

イ 当該療養（特定給付対象療養を除く。）に係る第四十一条第一項第一号イからへまでに掲げる額（七十歳に達する日の属する月以前の当該療養に係るものにあっては、同一の月にそれぞれ一の病院等から受けた当該療養について二万円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあっては、一万五百円）以上のものに限る。）を合算した額

ロ 当該療養（特定給付対象療養に限る。）について、当該療養を受けた者がなお負担すべき額（七十歳に達する日の属する月以前の特定給付対象療養に係るものにあっては、当該特定給付対象療養に係る第四十一条第一項第一号イからへまでに掲げる額が同一の月にそれぞれ一の病院等から受けた当該特定給付対象療養について二万円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあっては、一万五百円）以上のものに限る。）を合算した額

二 基準日被保険者が計算期間における当該保險者の被保険者であった間に、当該者が受けた療養（継続給付に係る療養を含む。）又はその被扶養者であった者がその被保険者であつた間に受けた療養（継続給付に係る療養を含む。）に係る第一号に規定する合算額

三 基準日被保険者が計算期間における他の健保險者の被保険者であった間に、当該者が受けた療養（継続給付に係る療養を含む。）又はその被扶養者であった者がその被保険者であつた間に受けた療養（継続給付に係る療養を含む。）に係る第一号に規定する合算額

四 基準日被扶養者が計算期間における他の健保險者の被保険者であった間に、当該者が受けた療養又はその被保険者であつた者がその被扶養者であつた間に受けた療養に係る第一号に規定する合算額

五 基準日被保険者又は基準日被扶養者が計算期間における組合員等（第四十一条の二第九項に規定する組合員等をいう。以下この号及び第五項において同じ。）であつた間に、当該組合員等が受けた療養（前各号に規定する療養を除く。）又はその被扶養者等（同条第十項に規定する被扶養者等をいう。以下この号及び第五項において同じ。）であつた者が、その被扶養者等であつた間に受けた療養について第一号に規定する合算額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額

いて準用する。この場合において、第一項中「第一号に掲げる」とあるのは「第三号に掲げる」と、同項ただし書中「同号」とあるのは「第一号」と、前項中「前項第一号に」とあるのは「前項第三号に」と読み替えるものとする。

第一項及び第二項の規定は、計算期間において他の健康保険の保険者の被保険者であった者（基準日における当該保険者の被保険者）に限る。に対する高額日被扶養者である者に係る合算療養費の支給について準用する。この場合において、第一項中「第一号に掲げる額」とあるのは、「第四項に規定する者が計算期間における当該保険者の被保険者であつた間に、当該者が受けた療養（第一号に規定する継続給付に係る療養を含む。）又はその被扶養者であつた者がその被扶養者であつた間に受けた療養（第一号に規定する継続給付に係る療養を含む。）」と同様第一号中「基準日被保険者」とあるのは、「他の健康保険の保険者の被保険者（以下この項において当該他の健康保険の保険者の被保険者である者に限る。）」と同様第三号中「基準日被扶養者」とあるのは、「他の健康保険の保険者（以下この項において当該他の健康保険の保険者の被保険者である者に限る。）」と、同項第四号中「他の基準日被保険者」とあるのは、「基準日被保険者の被扶養者（基準日における当該保険者の被保険者であつた間に受けた療養（第一号に規定する継続給付に係る療養を含む。）」と、同項第二号中「他の」とあるのは、「基準日保険者以外の者」という。」と、「保険者の」とあるのは、「他の健康保険の保険者（以下この項において当該他の健康保険の保険者の被保険者である者に限る。）」と、同項第三号中「基準日被扶養者」とあるのは、「基準日被保険者の被扶養者（基準日における当該保険者の被保険者であつた間に受けた療養（第一号に規定する継続給付に係る療養を含む。）」と、「算額」と読み替えるものとする。

險の世帯主等であつて被保険者又はその被扶養者である者及び後期高齢者医療の被保険者を除く。)に対する高額介護合算療養費は、当該組合員等である者を基準日被保険者と、当該被扶養者等である者を基準日被扶養者とそれぞれみなして厚生労働省令で定めるところにより算定した第一項各号に掲げる額に相当する額(以下この項及び次項において「通算対象負担額」といふ。)を合算した額から七十歳以上介護合算支給総額(次項の七十歳以上介護合算一部負担金等世帯合算額の算定につき同項ただし書定基準額を控除した額(当該額が支給基準額以下である場合又は当該七十歳以上介護合算一部負担金等世帯合算額の算定につき同項ただし書に該当する場合には、零とする。)をいう。)を控除した額(以下この項において「介護合算一部負担金等世帯合算額」という。)が介護合算算定基準額に支給基準額を加えた額を超える場合に支給するものとし、その額は、介護合算一部負担金等世帯合算額から介護合算算定基準額を控除した額に介護合算按分率(この項に規定する者が計算期間における当該保険者の被保険者であった間に、当該者が受けた療養(継続給付に係る療養を含む。)又はその被扶養者であった者がその被扶養者であった間に受けた療養(継続給付に係る療養を含む。)に係る通算対象負担額から第五号までに係る通算対象負担額を合算した額又は同項第六号及び第七号に係る通算対象負担額を合算した額が零であるときは、この限りでない。

7 間に、当該者が受けた療養（継続給付に係る療養を含む。）又はその被扶養者であつた者がそ
の被扶養者であつた間に受けた療養（継続給付に係る療養を含む。）に係る七十歳以上通算対象負担額を、七十歳以上介護合算一部負担金等
世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて
得た額を高額介護合算療養費として同項に規定する者に支給する。ただし、第一項第一号から
第五号までに係る七十歳以上通算対象負担額を
合算した額又は同項第六号及び第七号に係る七十歳以上通算対象負担額を合算した額が零であるときは、この限りでない。

計算期間において当該保険者の被保険者であつた者（基準日において後期高齢者医療の被保険者である者に限る。）に対する高額介護合算療養費は、当該後期高齢者医療の被保険者である者を基準日被保険者とみなして厚生労働省令で定めるところにより算定した第一項各号に掲げる額に相当する額（以下この項において「通算対象負担額」という。）を合算した額（以下この項において「介護合算一部負担金等世帯合算額から介護合算定基準額を控除した額に介護合算按分率（この項に規定する者が計算期間における当該保険者の被保険者であつた間に、当該者が受けた療養・継続給付に係る療養を含む。）又はその被扶養者であつた者がその被扶養者であった間に受けた療養・継続給付に係る療養を含む。）に係る通算対象負担額を、介護合算一部負担金等世帯合算額で除して得た率を乗じて得た額とする。ただし、第一項第一号から第五号までに係る通算対象負担額を合算した額又は同項第六号及び第七号に係る通算対象負担額を合算した額が零であるときは、この限りでない。
(介護合算算定基準額)

第四十三条の三 前条第一項（同条第三項及び第四項において準用する場合を除く。）の介護合算算定基準額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 次号から第五号までに掲げる者以外の者 六十七万円

二 基準日の属する月の標準報酬月額が八十三万円以上の被保険者 二百十二万円

三 基準日の属する月の標準報酬月額が五十三万円以上八十三万円未満の被保険者 百四十一万円

四 基準日の属する月の標準報酬月額が二十八万円未満の被保険者（次号に掲げる者を除く。）六十万円

五 市町村民税非課税者（基準日の属する年度の前年度（次条第一項の規定により前年八月一日から三月三十一日までのいずれかの日を基準日とみなした場合にあっては、当該基準日とみなした日の属する年度）分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）をいう。次項第五号において同じ。）である被保険者（第二号及び第三号に掲げる者を除く。）三十四万円

六 前条第二項（同条第三項及び第四項において準用する場合を除く。）の七十歳以上介護合算算定基準額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 次号から第六号までに掲げる者以外の者五十六万円

二 基準日において療養の給付を受けることとした場合に法第七十四条第一項第三号の規定が適用される者（次号及び第四号において「第三号適用者」という。）であつて、基準日の属する月の標準報酬月額が八十三万円以上のもの二百十二万円

三 第三号適用者であつて、基準日の属する月の標準報酬月額が五十三万円以上八十三万円未満のもの一百四十一万円

四 第三号適用者であつて、基準日の属する月の標準報酬月額が五十三万円未満のもの六十七万円

五 市町村民税非課税者である被保険者（前三号又は次号に掲げる者を除く。）三十万円

六 被保険者及び基準日の属する月における厚生労働省令で定める日においてその被扶養者である者の全てが基準日の属する年度の前年度（次条第一項の規定により前年八月一日から三月三十一日までのいずれかの日を基準日とみなした場合にあっては、当該基準日とみなした日の属する年度）分の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第三百十三条第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額に係る所得税法第二条第一項第二十二号に規定する各種所得の金額並びに他の所得と区分定する各種所得の金額並びに他の所得と区分

3 第一項の規定は前条第三項において準用するして計算される所得の金額がない被保険者（第一号から第四号までに掲げる者を除く。）十九万円

同条第一項の介護合算算定基準額について、前項の規定は同条第三項において準用する同条第二項の七十歳以上介護合算算定基準額について、それぞれ準用する。この場合において、第一項中「前条第一項（同条第三項及び第四項において準用する場合を除く。）」とあるのは「前条第三項において準用する同条第一項」と、前項中「前条第二項（同条第三項及び第四項において準用する場合を除く。）」とあるのは「前条第三項に規定する者について基準日において当該者を扶養する次の各号に掲げる被保険者」と、「次の各号に掲げる者」とあるのは「前条第三項において準用する場合を除く。」とあるのは「前条第三項において準用する同条第二項」と、「各号に掲げる者」とあるのは「同条第三項及び第四項において準用する同条第二項の七十歳以上介護合算算定基準額について、それぞれ準用する。この場合において、第二項の規定は同条第四項において準用する同条第一項において準用する場合を除く。」とあるのは「前条第三項において準用する同条第一項」と、「各号に掲げる者」とあるのは「同条第三項及び第四項において準用する同条第一項（同条第三項及び第四項において準用する場合を除く。）」とあるのは「前条第三項において準用する同条第一項」と、「各号に掲げる被保険者」と読み替えるものとする。

該国民健保 等に属する当 世帯主等年政令第三百六十条の四の三第三 条である者又は二号)第二十九条項並びに第二十 条該国民健康の四の三第一項並九条の四の四第 一項及び第二項等と同一の世四の四第一項及び 第二項	該國民健保 等の世帯主等 以外の国民健 康保険の被保 険者である者	6 前条第七項の介護合算算定基準額について は、高齢者の医療の確保に関する法律施行令 (平成十九年政令第三百十八号)第六条の三 第一項及び第十六条の四第一項の規定を準用す る。この場合において、必要な技術的読替え は、厚生労働省令で定める。 (その他高額介護合算療養費の支給に関する事 項)
第四十三条の四 被保険者が計算期間においてそ の資格を喪失し、かつ、当該資格を喪失した日 以後の当該計算期間において医療保険加入者と ならない場合その他厚生労働省令で定める場合 における高額介護合算療養費の支給について は、当該日の前日(当該厚生労働省令で定める 場合にあつては、厚生労働省令で定める日)を 基準日とみなして、前二条の規定を適用する。	2 高額介護合算療養費の支給に関する手続に關 して必要な事項は、厚生労働省令で定める。 (準用)	(準用)
第四十四条 第四十一条、第四十二条(第一項第 二号から第四号まで、第二項第二号から第四号 まで、第三項第二号から第四号まで、第四項第 二号から第四号まで、第七項第一号口から二ま で及び第二号口から二まで、第九項第二号並び に第十項に係る部分を除く)及び第四十三条 (第一項第一号口から二まで、第二号口から二 まで及び第三号口から二までに係る部分を除 く)の規定は、日雇特例被保険者に係る高額 療養費の支給について準用する。	2 第四十一条の二第一項及び第二項(第一項第 二号、第四号、第八号、第十号、第十四号及び 第十六号に係る部分を除く)、同条第八項から 第十項まで並びに第四十二条第十項の規定は、 基準日において日雇特例被保険者である者及び その被扶養者である者に係る高額療養費の支給 について準用する。	(準用)

第四十一条の二第五項から第十項まで及び第四十二条第十項の規定は、計算期間において日雇特例被保険者が計算期間において日雇特例被保険者であつた者及びその被扶養者であつた者（基準日において高齢者の医療の確保に関する法律第七条第四項第一号から第五号までに掲げる者又は後期高齢者医療の被保険者である者に限る。）に係る高額療養費の支給について準用する。

日雇特例被保険者が計算期間において法第三条第二項ただし書の規定による承認を受け若しくは法第百二十六条第三項の規定により日雇特例被保険者手帳を返納し、かつ、当該承認を受けた日又は当該日雇特例被保険者手帳を返納した日以後の当該計算期間において医療保険加入者とならない場合その他厚生労働省令で定める場合における第四十一条の二の規定による高額療養費の支給については、当該承認を受けた日の前日又は当該日雇特例被保険者手帳を返納した日の前日（当該厚生労働省令で定める場合における日雇特例被保険者である者及びその被扶養者である者に係る高額介護合算療養費の支給について準用する。）

第四十三条の二第一項から第三項まで（第一項第二号及び第四号に係る部分を除く。）、第四十三条の三第一項から第三項まで（第一項第二号から第四号まで及び第二項第二号から第四号までに係る部分を除く。）及び前条第二項の規定は、基準日において日雇特例被保険者である者及びその被扶養者である者に係る高額介護合算療養費の支給について準用する。

第四十三条の二第五項から第七項まで、第四十三条の三第五項及び第六項並びに前条第二項の規定は、計算期間において日雇特例被保険者であつた者及びその被扶養者であつた者（基準日において高齢者の医療の確保に関する法律第七条第四項第一号から第五号までに掲げる者又は後期高齢者医療の被保険者である者に限る。）に係る高額介護合算療養費の支給について準用する。

日雇特例被保険者が計算期間において法第三条第二項ただし書の規定による承認を受け若しくは法第百二十六条第三項の規定により日雇特例被保険者手帳を返納し、かつ、当該承認を受けた日以後の当該計算期間において医療保険加入者とならない場合その他厚生労働省令で定める場合における高額介護合算療養費の支給について準用する。

卷之六

第四十四条の二 法第百五十条の十第一項の規定により匿名診療等関連情報利用者（法第百五十条の三に規定する匿名診療等関連情報利用者をいう。次条第二項及び第三項において同じ。）が納付すべき手数料の額は、匿名診療等関連情報報（法第百五十条の二第一項に規定する匿名診療等関連情報をいう。次条第三項において同じ。）の提供に要する時間一時間までごとに四千三百五十円とする。

前項の手数料は、厚生労働省令で定める書面に収入印紙を貼つて納付しなければならない。ただし、法第百五十条の十第一項の規定により基金等（法第百五十条の九に規定する基金等をいう。次条第三項において同じ。）に対し手数料を納付する場合は、この限りでない。（手数料の免除）

第四十四条の三 法第百五十条の十第一項の政令で定める者は、次のとおりとする。

一 都道府県その他の法第百五十条の二第一項第一号に掲げる者

二 法第百五十条の二第一項第二号又は第三号に掲げる者のうち、それぞれ同項第二号又は第三号に定める業務（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第一百七十九号）第二条第一項に規定する補助金等、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十二条の二（同法第二百八十七条）三条第一項の規定により適用する場合を含む。）の規定により地方公共団体が支出する補助金又は国立研究開発法人日本医療研究開発機構法（平成二十六年法律第四十九号）第十六条第三号に掲げる業務として国立研究開発法人日本医療研究開発機構が交付する助成金を充てて行うものに限る。）を行う者

三 法第百五十条の二第一項第二号又は第三号に掲げる者のうち、第一号に掲げる者から同項第一号に定める業務の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。以下この号において同じ。）を受けた者又は前号に掲げる者から同号に規定する業務の委託を受けた者

四 前三号に掲げる者のみにより構成される
る団体

2 厚生労働大臣は、匿名診療等関連情報利用者
が前項各号に掲げる者のいずれかである場合に
は、法第百五十条の十第一項の手数料を免除す
る。

3 前項の規定による手数料の免除を受けようと
する匿名診療等関連情報利用者は、当該免除を
求める旨及びその理由を記載した書面を厚生労
働大臣（法第百五十条の九の規定により厚生労
働大臣からの委託を受けて、基金等が法第百五
十条の二第一項の規定による匿名診療等関連情
報の提供に係る事務の全部を行う場合にあつて
は、基金等）に提出しなければならない。

第七章 費用の負担

（出産育児交付金）

第四十四条の四 各年度の出産育児交付金は、当
該年度の法第百五十二条の二に規定する出産育
児一時金等の支給に要する費用の一部に充てる
ものとする。

**（出産育児交付金に関する高齢者の医療の確保
に関する法律の規定の読み替え）**

第四十四条の五 法第百五十二条の六の規定によ
り高齢者の医療の確保に関する法律第四十一条
及び第四十二条の規定を準用する場合において
は、同法第四十一条（見出しを含む。）中「保
険者」とあるのは、「健康保険組合」と、同法第
四十二条第一項中「各保険者」とあるのは、
「各保険者（健康保険（日雇特例被保険者
（健康保険法第三条第二項に規定する日雇特例
被保険者をいう。）の保険を除く。）の保険者と
しての全国健康保険協会及び健康保険組合をい
う。以下同じ。）」と読み替えるものとする。
(健康保険組合の合併等の場合における出産育
児交付金の額の算定の特例)

第四十四条の六 前期高齢者交付金及び後期高齢
者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平
成十九年政令第三百二十五号）第二条第一項か
ら第四項までの規定は、法第百五十二条の六に
おいて準用する高齢者の医療の確保に関する法
律第四十二条の規定による出産育児交付金の額
の算定の特例について準用する。この場合にお
いて、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表
の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に
掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条の見出し		第二条第一項		第二条第二項		第二条第三項		第二条第四項		第二条第五項		第二条第六項		第二条第七項		第二条第八項		第二条第九項		第二条第十項	
保険者		保険者、 をした保険者		保険者又は解散 健康保険組合又は 解散をした健康保		承継した保険者		承継した保険者等		成立保険者		組合		健康保険組合		健康保険組合、 健康保険組合		健康保険組合			
の部分	項目の表以外	第三項	第二条第一項の表	第二条第一項の表	第二条第一項の部分	第二条第一項の部分	第二条第一項の部分	第二条第一項の部分	第二条第一項の部分	第二条第一項の部分	第二条第一項の部分	第二条第一項の部分	第二条第一項の部分	第二条第一項の部分	第二条第一項の部分	第二条第一項の部分	第二条第一項の部分	第二条第一項の部分	第二条第一項の部分		
の部分	項目の表以外	第三項	第二条第一項の表	第二条第一項の表	第二条第一項の部分	第二条第一項の部分	第二条第一項の部分	第二条第一項の部分	第二条第一項の部分	第二条第一項の部分	第二条第一項の部分	第二条第一項の部分	第二条第一項の部分	第二条第一項の部分	第二条第一項の部分	第二条第一項の部分	第二条第一項の部分	第二条第一項の部分	第二条第一項の部分		
法第三十三条规定 一項ただし書	成立保険者等	成立保険者等	交付金	確定前期高齢者 概算前期高齢者	保険者	交付金	確定前期高齢者 概算前期高齢者	交付金	確定前期高齢者 概算前期高齢者	書	法定第三十二条第 一項ただし書	法第三十二条第 一項ただし書	等	成立健康保険組合	健康保険組合	等	健康保険組合	健康保険組合	健康保険組合		
法第三十三条规定 ただし書	成立健康保険組合	成立健康保険組合	等	金	金	金	金	金	金	書	法定第三十二条第 一項ただし書	法第三十二条第 一項ただし書	等	成立健康保険組合	健康保険組合	等	健康保険組合	健康保険組合	健康保険組合		
健康保険法第百五 十二条の三第一項 ただし書	成立健康保険組合	成立健康保険組合	等	金	金	金	金	金	金	書	法定第三十二条第 一項ただし書	法第三十二条第 一項ただし書	等	成立健康保険組合	健康保険組合	等	健康保険組合	健康保険組合	健康保険組合		

項の表		第二条第四	概算前期高齢者	概算出産育児交付
交付金	交付金	保険者	確定前期高齢者	確定出産育児交付
交付金	概算前期高齢者	健康保険組合	金	金
確定前期高齢者	金	概算出産育児交付	金	金

第四十四条の七 政府は、次項の場合を除き、厚生労働大臣が徴収した保険料その他の法の規定による徴収金及び印紙をもつてする歳入金納付に關する法律（昭和二十三年法律第百四十二号）の規定による納付金（以下この項及び次項において「保険料等」という。）が年金特別会計の健康勘定（同項において「健康勘定」という。）において収納されたときは、その都度遅滞なく、協会に対し、当該収納された保険料等の額から厚生労働大臣が行う健康保険事業の事務の執行に要する費用に相当する額（法第百五十五条の規定による当該費用に係る国庫負担金の額を除く。）として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を控除した額を法第百五十五条の二の規定による交付金（以下この条において「保険料等交付金」という。）として交付する。

2 政府は、当該年度の健康勘定に前年度の決算上の剩余金が繰り入れられたときは、遅滞なく、協会に対し、当該繰り入れられた額（保険料等に係るもの以外のものとして厚生労働大臣が定めるものを除く。）を保険料等交付金として交付する。

3 政府は、各月ごとに、協会に対し、当該各月において交付した保険料等交付金の額の算定根拠を明らかにするものとする。

4 前三項に定めるもののほか、保険料等交付金の交付に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（介護保険料額が徴収される場合）

第四十五条 法第五十六条第二項ただし書（法附則第七条第三項において準用する場合を含む。）の政令で定める場合は、介護保険第二号被保険者（介護保険法第九条第一号に規定する被保険者をいう。以下同じ。）となつた月において介護保険第二号被保険者に該当しなくなつた場合とする。

(都道府県単位保険料率の算定方法)
第四十五条の二 協会は、厚生労働省

ところにより、一の事業年度の翌事業年度における、第一号に掲げる額を予定保険料納付率（一の事業年度の三月分から当該一の事業年度の翌事業年度の二月分までの保険料（任意継続被保険者に係る保険料にあっては、当該翌事業年度の四月分から三月分までの保険料）として徴収すべき額の見込額に占める当該翌事業年度において納付が見込まれる保険料の額の総額の割合として厚生労働省令で定めるところにより算定される率をいう。次条において同じ。）で除して得た額を第二号に掲げる額で除することにより、当該一の事業年度の三月から用いる都道府県単位保険料率（法第百六十条第二項に規定する都道府県単位保険料率をいう。次条及び第四十五条の四第四項第一号において同じ。）を算定するものとする。

一 次のイからハまでに掲げる額を合算した額からニに掲げる額を控除した額

イ 法第一百六十条第三項第一号に掲げる額から当該支部被保険者（同条第一項に規定する支部被保険者をいう。以下同じ。）に係る同号に規定する療養の給付等（第四十五条の四第四項第一号及び第二号において「療養の給付等」という。）に要する費用のうち法の規定により支払うべき一部負担金に相当する額の見込額を控除した額

ロ 法第一百六十条第三項第二号に掲げる額から当該支部被保険者に係る同号に規定する保険給付に要する費用のうち法の規定により支払うべき一部負担金に相当する額の見込額を控除した額と同一の事業年度の前事業年度の三月から当該一の事業年度の前事業年度の二月末までの各月の当該支部被保険者（任意継続被保険者を除く。）の総報酬額（標準報酬月額及び標準賞与額の合計額をい。以下の条及び次条において同じ。）の総額及び当該一の事業年度の前事業年度の四月から三月末までの各月の当該支部被保険者（任意継続被保険者に限る。）の総報酬額の総額の合算額に千分の一〇・一を乗じて得た額とを合算して得た額

ハ 法第一百六十条第三項第三号に掲げる額

二 一の事業年度において取り崩しが見込まれる準備金の額その他健康保険事業に要する費用のための収入の見込額のうち当

口 法第百六十条第三項第二号に掲げる額から当該支部被保険者（同条第一項に規定する支部被保険者をいう。以下同じ。）に係る同号に規定する療養の給付等（第四十五条の四第四項第一号及び第二号において「療養の給付等」という。）に要する費用のうち法の規定により支払うべき一部負担金に相当する額の見込額を控除した額

2
政府は、当該年度の健康勘定に前年度の決算上の剩余额が繰り入れられたときは、遅滞なく、協会に対し、当該繰り入れられた額（保険料等に係るもの以外のものとして厚生労働大臣が定めるものを除く。）を保険料等交付金として交付する。

3
政府は、各月ごとに、協会に対し、当該各月において交付した保険料等交付金の額の算定根拠を明らかにするものとする。

4
前三項に定めるもののほか、保険料等交付金の交付に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。
(介護保険料額が徴収される場合)
第四十五条 法第百五十六条第二項ただし書（法

の総報酬額の総額の合算額に千分の〇・一
を乗じて得た額とを合算して得た額
二八 法第一百六十条第三項第三号に掲げる額
一の事業年度において取り崩すことが見
込まれる準備金の額その他健康保険事業に
要する費用のための収入の見込額のうち当

該支部被保険者を単位とする健康保険の当該事業年度の財政においてその収入とみなすべき額として協会が定める額並びに高齢者の医療の確保に関する法律第十八条第一項に規定する特定健康診査及び同項に規定する特定保健指導の実施状況その他の当該支部被保険者及びその被扶養者の健康の保持増進並びに医療に要する費用の適正化に係る当該支部（法第七条の四第一項に規定する支部をいう。）の取組の状況を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した報奨金の額

二　（三月以外の月から用いる都道府県単位保険料率の算定方法）

第四十五条の三 協会は、前条の規定にかかわらず、その変更しようとする都道府県単位保険料率を三月以外の月から用いようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額を予定保険料納付率で除して得た額を第三号に掲げる額で除することにより、当該都道府県単位保険料率を算定するものとする。

一　当該変更後の都道府県単位保険料率を用いる最初の月（次号及び第三号において「適用月」という。）の属する事業年度における前条第一号に掲げる額

二　次のイからハまでに掲げる適用月の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額イ　ロ又はハに掲げる月以外の月　適用月の属する事業年度の前事業年度の三月から当該適用月の前月までの各月の当該支部被保險者（任意継続被保險者を除く。）の総報酬額の総額及び当該適用月の属する事業年度の四月から当該適用月の前月までの各月の当該支部被保險者（任意継続被保險者に限る。）の総報酬額の総額の合算額の見込額に当該変更前の都道府県単位保険料率を乗じて得た額に当該適用月の属する事業年度における予定保険料納付率を乗じて得た額

二
二の事業年度の三月から当該の事業年度の翌事業年度の二月までの各月の当該支部被保険者（任意継続被保険者を除く）の総報酬額の総額及び当該一の事業年度の翌事業年度の四月から三月までの各月の当該支部被保険者（任意継続被保険者に限る）の総報酬額の総額の合算額の見込額
率（三月以外の月から用いる都道府県単位保険料率の算定方法）

第四十五条の三 協会は前条の規定にかかわらず、その変更しようとする都道府県単位保険料率を三月以外の月から用いようとするときは厚生労働省令で定めるところにより、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額を予定保険料納付率で除して得た額を第三号に掲げる額で除することにより、当該都道府県単位保険料率を算定するものとする。

二 当該変更後の都道府県単位保険料率を用いる最初の月（次号及び第三号において「適用月」という。）の属する事業年度における前条第一号に掲げる額

二 次のイからハまでに掲げる適用月の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

イ 口又はハに掲げる月以外の月 適用月の属する事業年度の前事業年度の三月から当該適用月の前月までの各月の当該支部被保險者（任意継続被保險者を除く。）の総報酬額及び当該適用月の属する事業年度の四月から当該適用月の前月までの各月

の当該支部被保険者（任意継続被保険者に限る。）の総報酬額の総額の合算額の見込額に当該変更前の都道府県単位保険料率を乗じて得た額に当該適用月の属する事業年度における予定保険料納付率を乗じて得た額

四月 当該四月の前月の当該支部被保険者（任意継続被保険者を除く。）の総報酬額の総額の見込額に当該変更前の都道府県単位保険料率を乗じて得た額に当該四月の属する事業年度における予定保険料納付率を乗じて得た額

ハ 五月 当該五月の前々月及び前月の当該支部被保険者（任意継続被保険者を除く。）の総報酬額の総額並びに当該五月の前月の当該支部被保険者（任意継続被保険者に限る。）の総報酬額の総額の合算額の見込額に当該変更前の都道府県単位保険料率を乗じて得た額に当該五月の属する事業年度における予定保険料納付率を乗じて得た額に当該支部被保険者（任意継続被保険者を除く。）の総報酬額の総額及び当該支部被保険者（任意継続被保険者に限る。）の総報酬額の総額の合算額の見込額に当該二月までの各月（適用月が二月の場合については、当該二月）の当該支部被保険者（任意継続被保険者を除く。）の総報酬額の総額及び当該適用月から当該適用月の属する事業年度の三月までの各月の当該支部被保険者（任意継続被保険者に限る。）の総報酬額の総額の合算額の見込額（支部被保険者を単位とする健康保険の財政の調整）

第四十五条の四 法第一百六十条第四項の規定により行う支部被保険者を単位とする健康保険の財政の調整は、年齢調整及び財政力調整とする。

前項の年齢調整は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。

一 支部年齢勘案標準給付費額が支部平均給付費額以上である場合 当該支部年齢勘案標準給付費額から当該支部平均給付費額を控除した額を控除すること。

二 支部年齢勘案標準給付費額が支部平均給付費額未満である場合 当該支部平均給付費額から当該支部年齢勘案標準給付費額を控除した額を加算すること。

第一項の財政力調整は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。

一 支部総報酬按分給付費額が支部平均給付費額以上である場合 当該支部平均給付費額から当該支部平均給付費額を控除した額を加算すること。

二 支部総報酬按分給付費額が支部平均給付費額未満である場合 当該支部平均給付費額から当該支部平均給付費額を控除した額

ら当該支部総報酬按分給付費額を控除した額を控除すること。

前二項において、次の各号に掲げる用語の意

義は、当該各号に定めるところによる。

一 支部年齢勘案標準給付費額 厚生労働省令で定めるところにより、年齢階級ごとに、当該年齢階級に係る年齢階級別平均一人当たり給付額（厚生労働省令で定めるところにより、療養の給付等のうち協会が管掌する健康保険の被保険者及びその被扶養者であつて当該年齢階級に属する者に係るものについて当該事業年度の翌事業年度（第四十五条の規定による当該一の事業年度の翌事業年度をいい、前条の規定に基づき都道府県単位で規料率を算定する場合にあつては、同条に規定する当該適用月の属する事業年度をいう。以下この項において同じ。）に要する費用の見込額から当該見込額のうち法の規定により支払べき一部負担金に相当する額及び法第一百五十三条の規定による国庫補助の額の合算額を控除した額を、当該一の事業年度の見込額を控除した額を、当該一の事業年度の被保険者の被保険者及びその被扶養者であつて当該年齢階級に属する者の合計数の見込数で除して得た額をいう。）に当該一の事業年度の翌事業年度において当該支部被保険者及びその被扶養者であつて当該年齢階級に属する者の合計数の見込数を乗じて得た額を合算した額をいう。

二 支部平均給付費額 厚生労働省令で定めるところにより、平均一人当たり給付額（厚生労働省令で定めるところにより、療養の給付等のうち協会が管掌する健康保険の被保険者及びその被扶養者であつて当該年齢階級に属する者の合計数の見込数を乗じて得た額をいう。）に当該一の事業年度の翌事業年度における協会が管掌する健康保険の被保険者及びその被扶養者の合計数の見込数を乗じて得た額をいう。

三 支部総報酬按分給付費額 厚生労働省令で定めるところにより、総給付費見込額に当該

一の事業年度の翌事業年度における法第一百六十三条第二号に規定する総報酬按分率の十倍第三項第二号に規定する総報酬按分率の見込値を乗じて得た額をいう。

は第四十四条第一項の規定により算定した額を当該被保険者の報酬額で除して得た数が同時に二以上の事業所に使用される場合における各事業主の負担すべき標準賞与額に係る保険料の額は、前項第一号に掲げる額に各事業所についてその月に各事業主が支払った賞与額をその月に当該被保険者が受けた賞与額で除して得た数を乗じて得た額とする。

法第一百六十一条第四項の規定により被保険者が同時に二以上の事業所に使用される場合における各事業主の負担すべき標準賞与額に係る保険料の額は、前項第一号に掲げる額に各事業所についてその月に各事業主が支払った賞与額をその月に当該被保険者が受けた賞与額で除して得た数を乗じて得た額とする。

（準備金の積立）

第四十六条 協会は、毎事業年度末において、当該事業年度及びその直前の二事業年度内において行つた保険給付に要した費用の額（前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び日雇拠出金、介護納付金並びに流行初期医療確保拠出金等の納付に要した費用の額（前期高齢者交付金等）を含み、当該事業年度百五十四条の規定による国庫補助の額を除く。）の事業年度当たりの平均額の十二分の一に相当する額に達するまでは、当該事業年度の剩余金の額を準備金として積み立てなければならぬ。

二 健康保険組合は、毎事業年度末において、当該事業年度及びその直前の二事業年度内において行つた保険給付に要した費用の額（被保険者又はその被扶養者が法第六十三条第三項第三号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局から受けた療養に係る保険給付に要した費用の額及び出産育児交付金の額を除く。）の事業年度当たりの平均額の十二分の三に相当する額と当該事業年度及びその直前の二事業年度内において行った前高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び日雇拠出金、介護納付金並びに流行初期医療確保拠出金等の納付に要した費用の額（前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額）の事業年度当たりの平均額の十二分の一に相当する額とを合算した額を、当該事業年度の剩余金の額を準備金として積み立てなければならない。

三 法第六十一条第四項の被保険者が同時に二以上の事業所に使用される場合における各事業主が納付すべき保険料は、前項の規定により各事業主が負担すべき保険料及びこれに応ずる当該被保険者が負担すべき保険料とする。

（保険料の前納期間）

第四十七条 法第一百六十五条第一項の規定による

保険料の前納は、四月から九月まで若しくは十月から翌年三月までの六月間又は四月から翌年三月までの十二月間を単位として行うものとする。ただし、当該六月又は十二月の間におい

て、任意継続被保険者の資格を取得した者又は

その資格を喪失することが明らかである者につい

ては、当該六月又は十二月間のうち、その資格を取得した日の属する月の翌月以降の期間

又はその資格を喪失する日の属する月の前月ま

での期間の保険料について前納を行うことができる。

（前納の際の控除額）

第四十八条 法第一百六十五条第一項の規定によ

る保険料の前納は、四月から九月までの規定は、

法第六十一条第四項に規定する特例退職被保

険者の保険料の前納について準用する。

（厚生労働省令への委任）

第五十条 法第一百六十五条第二項の政令で定め

る額は、前納に係る期間の各月の保険料の合計

額から、その期間の各月の保険料の額を年四分

の比率による複利現価法によって前納に係る期

間の最初の月から当該各月までのそれぞれの期

間に応じて割り引いた額の合計額（この額に一

円未満の端数がある場合において、その端数金

額が五十銭未満であるときは、これを切り捨

て、その端数金額が五十銭以上であるときは、

これを一円として計算する。）を控除した額と

する。（前納保険料の充当）

第五十二条 第四十八条から前条までの規定は、

法附則第三条第一項に規定する特例退職被保

険者の保険料の前納について準用する。

（厚生労働省令への委任）

第五十三条 第四十八条から前条までの規定は、

法附則第三条第一項に規定する特例退職被保

険者の保険料の前納について準用する。

（日雇特例被保険者の保険料額）

第五十四条 法第一百六十八条第一項の規定により

日雇特例被保険者の負担すべき額及び日雇特例

被保険者を使用する事業主の負担すべき額を算

定する場合において、法第一百六十八条第一項第

一号イ及びロに掲げる額に十円未満の端数があ

るときは、その端数を切り捨てるものとする。

（日雇特例被保険者の負担すべき額を算定する場合並びに法第一百六十九条第一項の規定により

日雇特例被保険者の負担すべき額及び日雇特例

被保険者を使用する事業主の負担すべき額を算

定する場合において、法第一百六十八条第一項第

一号イ及びロに掲げる額に十円未満の端数があ

るときは、その端数を切り捨てるものとする。

（厚生労働大臣は、日雇特例被保険者に関する

保険料額並びに日雇特例被保険者の負担すべき

額及び日雇特例被保険者を使用する事業主の負

担すべき額を告示するものとする。

（日雇拠出金の納期及び納付の額）

第五十五条 日雇拠出金の納期は、九月三十日及

び三月三十一日とする。

（前納保険料の充当）

第五十六条 法第一百六十五条第一項の規定により保

険料が前納された後、前納に係る期間の経過前

百七十四条の規定による当該年度の日雇拠出金

の額の二分の一に相当する金額とする。

（前納された保険料のうち当該保険料の額の

二分の一に相当する金額を算定する場合においては、前納された保険料のうち当該保険料の額の

分の一に相当する金額とし、三月三十一日の納期に納付すべき額は当該年度の日雇拠出金の額から当該端数の額を控除した額の二分の一に相当する金額とする。

(日雇拠出金の納付の猶予)

厚生労働大臣は、やむを得ない事情により、日雇特例被保険者を使用する事業主の設立する健康保険組合又は法第百七十九条に規定する国民健康保険の保険者（以下この項及び次項において「日雇関係組合」という。）が日雇拠出金を納付することが著しく困難であると認められるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該日雇関係組合の申請に基づき、その納期から一年以内の期間を限り、その一部の納付を猶予することができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による猶予をしたときは、その旨、猶予に係る日雇拠出金の額、猶予期間その他必要な事項を日雇関係組合に通知しなければならない。

3 厚生労働大臣は、第一項の規定による猶予をしたときは、その猶予期間内は、その猶予に係る日雇拠出金につき新たに法第百八十一条第一項の規定による督促及び同第四項の規定による処分又は徴収の請求をすることができない。

第八章 健康保険組合連合会

(設立の費用の負担)

第五十七条 健康保険組合連合会（以下「連合会」という。）の設立に要する費用は、連合会が負担するものとする。ただし、連合会が成立しなかつた場合においては、その費用は、その設立の認可の申請をした健康保険組合の負担とする。

(役員)

第五十八条 役員の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。（残余財産の帰属）

第五十九条 解散した連合会の財産は、規約で指定した者に帰属する。

2 規約で権利の帰属すべき者を指定せず、又はその者を指定する方法を定めなかつたときは、会長は、厚生労働大臣の許可を得て、連合会の目的に類似する目的のために、その財産を処分することができる。ただし、総会の決議を経なければならぬ。

3 前二項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。

（清算中の連合会の能力）

第五十九条の三 連合会が解散したときは、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、会長、副会長及び理事がその清算の結了に至るまでの範囲内において、その清算の目的はなお存続するものとみなす。

(清算人)

（裁判所による清算人の選任）

第五十九条の四 前条の規定により清算人となる者がないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害關係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

(清算人の解任)

第五十九条の五 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。（清算人及び解散の届出）

第五十九条の六

清算人は、破産手続開始の決定及び法第百八十八条规定において読み替えて準用する法第二十九条第二項の規定による解散の命令の場合を除き、その氏名及び住所並びに解散の原因及び年月日を厚生労働大臣に届け出なければならない。

第五十九条の七

清算人は、年月日を厚生労働大臣に届け出なければならない。（解散及び清算の監督等に関する事務等）

(清算の届出)

第五十九条の八 清算人は、次のとおりと用する。（清算人の職務及び権限）

第五十九条の九

清算人は、前項各号に掲げる職務を行うため必要一切の行為をすることができる。（債権の申出の催告等）

(債権の申出)

清算人は、その就職の日から二月以内に少なくとも三回の公告をもって、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をする旨の催告をしなければならない。この場

合において、その期間は、二月を下ることができない。

2 前項の債権者は、各別にその申出の催告をしなければならない。

3 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除外されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知かれている債権者を除外することができない。

(清算の届出)

（裁判所による監督）

第五十九条の十 連合会の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

3 連合会の解散及び清算を監督する裁判所は、厚生労働大臣に対し、意見を求め、又は調査を嘱託することができる。

(裁判所による監督)

（清算結果の届出）

第五十九条の十一 清算が結了したときは、清算人は、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。（解散及び清算の監督等に関する事務等）

第五十九条の十二

清算が結了したときは、清算並びに清算人に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。（不服申立ての制限）

第五十九条の十三

清算人が選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。（裁判所の選任する清算人の報酬）

第五十九条の十四

裁判所は、第五十九条の四の規定により清算人を選任した場合には、連合会が当該清算人に對して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聽かなければならぬ。（検査役の選任）

2 前二条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、前条中「清算人及び監事」とあるのは、「連合会及び検査役」と読み替えるものとする。

(準用)

第六十条 第二条（第一項第三号を除く。）、第三条から第五条まで、第七条から第十三条まで、第十一条第二項、第十五条から第十九条まで、第二十二条から第二十四条まで、第二十八条（第三号を除く。）及び第三十三条の規定は、連合会について準用する。この場合において、これらの規定中「理事長」とあるのは「会長」と、「組合会」とあるのは「総会」と、第三条第一項、第四条及び第五条中「適用事業所の事業主」とあるのは「健康保険組合の理事長」と、第九条中「第十一条」とあるのは「第六十条ににおいて準用する第十一条」と、第十条第三条中「法」とあるのは「法第百八十八条规定中「第八条」とあるのは「第六十条において準用する法」と、第十条第四項及び第十二条第一項中「第八条」とあるのは「第六十条において準用する第八条」と読み替えるものとする。

(準用)

第六十一条 法第二百三十三条第一項の規定により、厚生労働大臣が指定する地域に居住する日雇特例被保険者（日雇特例被保険者であつた者を含む。以下同じ。）に係る次に掲げる事務は、当該地域をその区域に含む市町村（特別区を含むものとし、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区又は総合区とする。）の長が行うものとする。

第六十二条

厚生労働大臣が指定する事務は、当該地域をその区域に含む市町村（特別区を含む。次項において同じ。）に対し、当該地域に居住する日雇特例被保険者に係る次に掲げる事務を委託するものとする。

第六十三条

受給資格者票の発行及び受給資格者票への確認の表示その他の受給資格者票に関する事務

第六十四条

特別療養費受給票の交付その他特別療養費受給票に関する事務

三 保険給付（埋葬料の支給を除く。）を行うために必要な保険料の納付状況の確認に関する事務及び被扶養者に係る保険給付に関する被扶養者の確認に関する事務

第一項の場合又は前項の規定により委託された事務を市町村が行う場合においては、法の規定中これららの項に規定する事務に係る厚生労働大臣又は協会に関する規定は、それぞれ市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、区長又は総合区長とする。以下この項において同じ。）又は市町村に関する規定として市町村長又は市町村に適用があるものとする。（事務の区分）

第六十二条 前条第一項の規定により市町村（特別区を含む。）が処理することとされている事務は、地方自治法第二百四十九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第六十三条 法第二百四条の二第一項の政令で定める事情は、次の各号のいずれにも該当するものであることをとする。

一 納付義務者が厚生労働省令で定める月数分以上の保険料を滞納していること。

二 納付義務者が法第二百四条の二第一項に規定する滞納処分等その他の処分（以下「滞納処分等その他の処分」という。）の執行を免れる目的でその財産について隠へいしているおそれがあること。

三 納付義務者が滞納している保険料等（法第二百四条の二第一項に規定する保険料等をいいう。次号、第六十四条の四、第六十四条の五、第六十四条の七、第六十四条の八第一項及び第六十四条の九において同じ。）の額（納付義務者が、厚生年金保険法の規定による保険料、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の規定による拠出金、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第三百三十号）の規定による特例納付保険料その他の規定による徴収金が滞納しておるときは、該滞納している保険料、拠出金、特例納付保険料又はこれらの法律の規定による徴収金の合計額を加算した額）が厚生労働省令で定める金額以上であること。

四 滞納処分等その他の処分を受けたにもかかわらず、納付義務者が滞納している保険料等

の納付について誠実な意思を有すると認められないこと。

（財務大臣への権限の委任）

第六十四条 厚生労働大臣は、法第二百四条の二第一項の規定により滞納処分等その他の処分の権限を委任する場合においては、次に掲げるものを除き、その全部を財務大臣に委任する。

一 法第八百八十三条の規定によりその例によるものとされる国税徴収法（昭和三十四年法律第一百四十七号）第百三十八条の規定による

二 法第八百八十三条の規定によりその例によるものとされる国税徴収法第百五十三条第一項の規定による滯納処分の執行の停止

三 法第八百八十三条の規定によりその例によるものとされる国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第十一条の規定による延長

四 法第八百八十三条の規定によりその例によるものとされる国税通則法第五十五条第一項の規定による受託

五 法第八百八十三条の規定によりその例によるものとされる国税通則法第六十三条の規定による免除

六 法第八百八十三条の規定によりその例によるものとされる国税通則法第六十三条第一項の規定による受託

七 法第八百八十三条の規定によりその例によるものとされる国税通則法第六十三条第一項の規定による受託

八 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める権限

（国税局長又は税務署長への権限の委任に関する厚生年金保険法の規定の読み替え）

第六十四条の二 法第二百四条の二第一項の規定により厚生年金保険法第三百条の五第六項及び第七項の規定を準用する場合においては、これら

の規定中「所在地」とあるのは、「所在地（法第三十四条第一項の適用事業所にあつては、同項の規定により同一の適用事業所となつた二以上の事業所又は事務所のうちから厚生労働大臣が指定する事業所又は事務所の所在地」と読み替えるものとする。

（国税局長又は税務署長への権限の委任）

第六十四条の三 国税局長官は、法第二百四条の五第五項の規定により委任された権限の全

四条第一項の適用事業所にあつては、同項の規定により第一の適用事業所となつた二以上の事業所のうちから厚生労働大臣が指定する事業所の所在地（法第三十四条第一項の適用事業所にあつては、同項の規定により同一の適用事業所となつた二以上の事業所又は事務所のうちから厚生労働大臣が指定する事業所又は事務所の所在地）と読み替えるものとする。

（機構が収納を行う場合）

第六十四条の四 法第二百四条の六第一項の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 法第八十条第二項の規定による督促を受けた納付義務者が保険料等の納付を日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）第二十九条に規定する年金事務所（次号及び次条第二項において「年金事務所」という。）において行うこととを希望する旨の申出があつた場合

二 法第八十二条各号のいずれかに該当したことにより納期を繰り上げて保険料納入の告知を受けた納付義務者が保険料の納付を年金事務所において行うことを希望する旨の申出があつた場合

三 法第二百四条の六第二項において準用する

の規定による交付

（機構が行う収納に関する厚生年金保険法の規定の読み替え）

第六十四条の六 法第二百四条の六第二項の規定による厚生年金保険法の準用についての技術的読み替えは、次の表とのおりとする。

（機構が行う収納に関する厚生年金保険法の規定の読み替え）

第六十四条の七 機構において國の毎会計年度所属の保険料等を収納するのは、翌年度の四月三十日限りとする。

（機構による収納手続）

第六十四条の八 機構は、保険料等につき、法第四条第一項第十五号に掲げる国税滞納処分の例による処分により金銭を取得した場合

前各号に掲げる場合のほか、保険料等の収納職員による収納が納付義務者の利便に資する場合その他の保険料等の収納職員による収納が適切かつ効果的な場合として厚生労働省を交付しなければならない。この場合において、機構は厚生労働省令で定めるところにより、領收証書を交付しなければならない。

（機構による収納手続）

第六十四条の九 機構は、保険料等につき、法第二百四条の六第一項の規定による収納を行つたときは、当該保険料等の納付をした者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、領收証書を交付しなければならない。

（機構による収納手續）

第六十四条の十 前各項

第一項

を行わせるに当たり、その旨を公示しなければならない。

2 機構は、前項の公示があったときは、遅滞なく、年金事務所の名称及び所在地その他の保険料等の収納に關し必要な事項として厚生労働省令で定めるものを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

（機構が行う収納に関する厚生年金保険法の規定の読み替え）

第六十四条の六 法第二百四条の六第二項の規定による厚生年金保険法の準用についての技術的読み替えは、次の表とのおりとする。

（機構が行う収納に関する厚生年金保険法の規定の読み替え）

第六十四条の七 機構において國の毎会計年度所属の保険料等を収納するのは、翌年度の四月三十日限りとする。

（機構による収納手續）

第六十四条の八 機構は、保険料等につき、法第四条第一項第十五号に掲げる国税滞納処分の例による処分により金銭を取得した場合

前各号に掲げる場合のほか、保険料等の収納職員による収納が納付義務者の利便に資する場合その他の保険料等の収納職員による収納が適切かつ効果的な場合として厚生労働省を交付しなければならない。

（機構による収納手續）

第六十四条の九 機構は、保険料等につき、法第二百四条の六第一項の規定による収納を行つたときは、当該保険料等の納付をした者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、領收証書を交付しなければならない。

（機構による収納手續）

第六十四条の十 前各項

第一項

及び日雇拠出金並びに流行初期医療確保拠出金等の納付に要した費用の額（出産育児交付金（前期高齢者交付金がある場合に）は、出産育児交付金及び前期高齢者交付金（金）の額を控除した額）の見込額を当該年度における当該各健康保険組合の組合員である被保険者の標準報酬月額の総額及び標準賞与額の総額の合算額で除して得た率をいう。（以下同じ。）が連合会の会員である全健康保険組合の平均の所要保険料率以上である健康保険組合であつて、医療給付、保健事業及び福祉事業の実施並びに前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等、及び日雇拠出金並びに流行初期医療確保拠出金等の納付に係ることが必要であると認められるものロ　イに掲げる健康保険組合以外の健康保険組合であつて、高額な医療給付の発生、報酬の水準の低下その他医療給付、保健事業及び福祉事業の実施並びに前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び日雇拠出金等の納付に係る健康保険組合の財政状況に相当程度の影響を及ぼす要因に照らし、その影響を緩和することが必要であると認められるもの、並びに流行初期医療確保拠出金等の納付に係る健康保険組合が行う事業について、健康保険組合の自主的な運営を妨げず、かつ、健康保険組合の事業努力を失わせないよう配慮されたものであること。

二　連合会は、前項の厚生労働省令で定めるところに従い、交付金の交付に関する細目を定めなければならぬ。
（拠出金）

第六十六条 法附則第二条第二項の規定により健康保険組合が連合会に対しても定めるところに従い、交付金の交付に関する細目を定めなければならない。

第三項の規定により徴収する調整保険料の総額をとする。

前項に定めるもののほか、拠出金の納付方法の額は、各年度につき当該健康保険組合が同条件の規定により徴収する調整保険料率に修正率を乗じて得た率とする。

第六十七条 法附則第一条第四項の調整保険料率（調整保険料率）

前項の基本調整保険組合率は、各年の三月から翌年の二月までの期間について、連合会が当該三年の属する年度の翌年度において交付する交付金の総額の見込額を当該翌年度における連合会の会員である全健康保険組合の組合員である被保険者の標準報酬月額の総額及び標準賞与額の総額の合算額の見込額で除して得た率として厚生労働大臣が定める率とする。

第一項の修正率は、各健康保険組合につき、各年の三月から翌年の二月までの期間について、当該三年の属する年度において当該健康保険組合が行う医療給付並びに前期高齢者納付金等（後期高齢者支援金等及び日雇賃金並に流行初期医療確保拠出金等）の納付に要する費用の見込額（出産育児交付金（前期高齢者交付金等）の額を控除した額）を当該年度における当該健康保険組合の組合員である被保険者の標準報酬月額の総額及び標準賞与額の総額の合算額の見込額で除して得た率（以下この項において「見込所要保険料率」という。）の連合会の会員である全健康保険組合の平均の見込所要保険料率に対する比率を基準として、連合会が定める。ただし、厚生労働大臣の定める率を超えてはならない。

（交付金の交付に関する細目等）

第六十八条 連合会は、第六十五条第三項若しくは第六十六条第二項の規定により交付金の交付に関する細目若しくは拠出金の拠出について必要な事項を定め、若しくはこれらを変更しようとするとき、又は前条第三項の規定により修正率を定めようとするときは、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
(法附則第二条の二の規定による国庫負担)

第六十八条の二 法附則第二条の二の政令で定める組合は、第六十五条第一項第一号ロに規定する健康保険組合とする。

2 国は、毎年度、連合会に対し、当該年度における前項に規定する健康保険組合を対象とする法附則第二条第一項の交付金の交付に要する費用の一部について、当該年度の予算で定める額を負担する。

（政令で定める法人）

第六十九条 法附則第四条第一項の政令で定めるものは、次のとおりとする。

一 健康保険組合が組織されている事業所以外の事業所の事業主及び当該事業所に使用され

る被保険者により組織された法人であつて、法附則第四条第一項に規定する給付の事業（次条において「給付事業」という。）を行うことを目的とするもの

二 前号に掲げるもののほか、同号に規定する事業主を構成員とする法人

（承認法人等の要件等）

第七十条 法附則第四条第一項の政令で定める要件は、次のとおりとする。

一 前条第一号に掲げる法人にあつては法附則第四条第一項に規定する給付以外の給付の事業を、前条第二号に掲げる法人にあつては法附則第四条第一項に規定する給付に類する給付の事業を行わないこと。

二 当該事業所に使用される被保険者の大多数が給付事業に加入するものであること。

三 給付事業に要する費用は法附則第四条第三項の規定による掛金によつて充てられ、かつ、当該掛け金は給付事業に要する費用以外の費用に充てられないものであること。

四 給付事業に係る経理は、他の事業に係る経理と区分して行うものであること。

五 その定款において、給付事業を廃止した場合に給付事業に係る残余の資産が健康保険に関する事業を行う法人に帰属する旨の定めがあること。

六 前各号に掲げるもののほか、給付事業が適正かつ確実に実施されるため必要なものとして厚生労働省令で定める要件を備えていること。

七 厚生労働大臣は、法附則第四条第一項の承認法人等が前項各号に掲げる要件のいずれかに該当しなくなつたときは、同条第一項の承認を取り消すものとする。

（特定被保険者に関する介護保険料率の算定の特例）

第七十一条 法附則第七条第一項の規定により特定被保険者（同項に規定する特定被保険者をいふ。以下同じ。）に関する保険料額を一般保険料額と介護保険料額との合算額とした健康保険組合に対する法第百六十条第十六項の規定の適用については、同項中「介護保険第二号被保険者である被保険者」とあるのは、「介護保険第二号被保険者である被保険者及び附則第七条第一項の規定によりその保険料額を一般保険料額と介護保険料額との合算額とされた同項に規定する特定被保険者」とする。

(承認健康保険組合の要件)

第七十二条 法附則第八条第一項の政令で定める要件は、介護保険第二号被保険者である被保険者(特定被保険者を含む)に関する保険料額を一般保険料額と特別介護保険料額の合算額とすることについて当該健康保険組合の組合会により議決することとする。

(特別介護保険料額の算定の基準)

第七十三条 法附則第八条第二項の政令で定める特別介護保険料額の算定の基準は、次のとおりとする。

一 各介護保険第二号被保険者である被保険者又は特定被保険者(以下この条において「特別介護保険料負担被保険者等」という。)に係る特別介護保険料額は、次号に規定する基準介護保険料額に当該特別介護保険料負担被保険者等に係る介護保険第二号被保険者である被保険者及び被扶養者の合計数を乗じて得た額を上回るものでないこと。

二 基準介護保険料額は、次のいずれにも該当するものであること。
イ 一又は二以上の標準報酬月額の等級区分について一定の額であること。
ロ 標準報酬月額の低い等級区分に属する特別介護保険料負担被保険者等の基準額を上回るものでないこと。

(施行期日)

第一条 この勅令は、大正十五年七月一日から施行する。ただし、保険給付及び費用の負担に関する規定は、大正十六年一月一日から施行する。

(市町村民税経過措置対象被保険者に対する高額療養費の支給に関する特例)

第二条 市町村民税経過措置対象被保険者の被扶養者が同一の月にそれぞれの病院等から受けた療養に係る高額療養費については、第四十一

条第一項中「次項又は第三項」とあるのは、「第三項又は附則第二条第二項」と読み替えて、同項の規定を適用する。この場合において、第四十三条第三項中「第一項各号」とあるのは、「第一項第二号又は第三号」と、「第四十一条第一項から第三項まで」とあるのは、「第四十二条第一項」と、当該各号

どあるのは「当該各号ハ」と、同条第八項及び

第九項中「第四十一条」とあるのは、「第四十一

条第三項から第六項まで、附則第二条第一項の規定により読み替えて適用する第四十一条第一項及び附則第二条第二項」と読み替えて、これ

らの規定を適用する。

2 市町村民税経過措置対象被保険者の被扶養者

が同一の月に一の病院等から療養(七十歳に達する日の属する月の翌月以後の療養に限る。以下この項において同じ。)を受けた場合において、当該市町村民税経過措置対象被保険者に対する高額療養費(第四十一条第一項第二号に規定により支給される高額療養費の額は、第四十一条第一項若しくは附則第二条第二項の規定によるものに限る。)が支給されている月数が三月以上ある場合」と読み替えるものとする。

3 第二項の規定にかかわらず、同項の規定により支給されるべき高額療養費の額に、当該被扶養者ごとに算定した第二号に掲げる額から第一号に掲げる額を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)を合算した額とする。

4 第二項第三号に定める額とする。

5 第二項第二号の高額療養費算定基準額は、第

四十二条第二項第三号に定める額とする。

6 市町村民税経過措置対象被保険者の被扶養者

に係る第四十二条第三項の高額療養費算定基準額は、同項の規定にかかわらず、同項第三号に

定める額とする。

7 第一項、第二項及び前項の市町村民税経過措置対象被保険者は、被保険者のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 その被扶養者の療養のあった月が平成十八

年八月から平成十九年七月までの場合にあつては、地方税法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第五号)附則第六条第二項に該

当する者

二 その被扶養者の療養のあった月が平成十九

年八月から平成二十年七月までの場合にあつては、地方税法等の一部を改正する法律附則

六条第四項に該当する者

8 前項の規定は、前項各号のいずれかに該当する日雇特例被保険者に係る高額療養費の支給について準用する。

二 被扶養者一部負担金等合算額から高額療養費算定基準額を控除した額

二 被扶養者一部負担金等合算額」という。)を零を下回る場合には、零とする。に、被扶養者按分率(市町村民税経過措置対象被保険者の被扶養者が同一の月に受けた療養に係る第四十一条第二項各号に掲げる額を合算した額から同条第三項の規定により支給される高額療養費の額を控除した額(次号においては、被扶養者一部負担金等合算額」という。)を零を下回る場合には、零とする。に、被扶養者按分率を算定した第二号に掲げる額から第一号に掲げる額を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)を合算した額とする。

三 第二項の規定により読み替えて適用する第四

二 被扶養者一部負担金等合算額から高額療養費算定基準額を控除した額

二 被扶養者一部負担金等合算額」という。)を零を下回る場合には、零とする。に、被扶養者按分率を算定した第二号に掲げる額から第一号に掲げる額を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)を合算した額とする。

(特例措置対象被保険者等に係る高額療養費の支給に関する経過措置)

第六条 法第七十四条第一項第二号の規定が適用される被保険者又は法第一百十条第二項第一号ハ

の規定が適用される被扶養者のうち、平成二十一年四月から平成三十一年三月までの間に、特定給付対象療養(第四十一条第一項第二号に規定する特定給付対象療養をいい、これらの者に

対する医療に関する給付であつて厚生労働大臣が定めるものが行われるべき療養に限る。)を受けたもの(次項において「特例措置対象被保

険者等」という。)に係る第四十一条第六項の規定による高額療養費の支給については、同項

中「及び当該被保険者」とあるのは、「当該被保険者等」とあるのは、「及び附則

第六条第一項に規定する厚生労働大臣が定める規定期による高額療養費の支給については、同項

の拠出金に関する第六十三条の規定の適用については、同条第三号中「による拠出金」とあるのは、「による拠出金、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十四年法律第六十七号)第三十八条の規定によりその微収についてなお従前の例によるものとされた同法第三十六条の規定による改正前の児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)の規定による拠出金」とする。
(平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律により適用される旧児童手当法に関する特例)

第十

額 第一百六十条第三項第三号の政令で定める
第十一條 法附則第八条の三の規定により読み替えられた法第一百六十条第三項第三号の政令で定める額は、平成二十二年度から平成二十四年度までの各事業年度ごとに法第七条の三十一の規定による短期借入金の償還に要する費用の額に充るべき額として、当該各事業年度の前事業年度末における同第二項ただし書の規定による短期借入金の償換えの予定額その他の厚生労働省令で定める額を基礎として、協会が管掌する健康保険の財政状況 当該各事業年度の初日から平成二十五年三月三十日までの期間等を勘案して、厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める額とする。

本令施行ノ際現ニ被保険者ノ資格ヲ有シ昭和十七年四月一日迄引続キ被保険者ノ資格ヲ有アル者ノ標準報酬ニシテ同年同月同日以後効力ヨリ有スルモノハ第三条乃至第五条ノ改正規定ニ依ル此ノ場合ニ於テ其ノハ第四条第一項ノ改正規定ノ適用ニ付本令施行ノ日ニ於テ被保険者ノ資格ヲ取得シタルモノト看做ス
前項ノ規定ニ依リ標準報酬ヲ一定ムル場合ニ於テハ第五条第三号ノ改正規定中一月間トアルハ三ヶ月間トシ報酬ノ額トアルハ報酬ノ額ノ三分之二ヘシ

際必要ナル事項

本令ハ昭和十九年六月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第一条、第七十八条ノ二、第七十九条ノ一、第八十二条、第八十七条ノ四第三項、第九十二条第一項、第九十四条、第九十四条ノ二及第十九十七条ノ二ノ改正規定並ニ第八十三条ノ二、第八十四条ノ三及附則第五項及同第六項ノ規定ハ昭和十九年法律第二十一号附則第十六条ノ規定施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十九年六月一日前ニ被保險者ノ資格ヲ取得シ同年同月同日迄引続キ被保險者ノ資格ヲ有スル者ノ同年同月同日ニ於ケル標準報酬ノ等級ガ從前ノ第三条ノ規定ニ依ル第十五級ニ該當スル場合ニ於テハ其ノ者ハ第四条第一項ノ規定ノ適用ニ付同年同月同日ニ於テ被保險者ノ資格ヲ取得シタルモノト看做ス

第九条ノ三ノ改正規定ニ依リ新ニ被保險者ト為リタル者ハ健康保險法施行令中保険給付及費用ノ負担ニ関スル規定ノ適用ニ付テハ昭和十九年法律第二十一号附則第十六条ノ規定施行ノ日

附 則（昭和一五年六月一日勅令第三七三号）抄
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ第七十九条ノ二、第七十九条ノ三及第八十七条ノ二乃至第八十七条ノ四ノ規定並ニ第八十九条ノ二ノ規定中第七十九条ノ三及第八十七条ノ二ノ規定ニ関スル部分ハ昭和十四年法律第七十四号中第一条第二項、第七条第二項、第四十七条第二項第三項、第六十二条第四項及第六十九条ノ二ノ規定並ニ第七十六条ノ改正規定施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

職員健康保険法施行令ハ之ヲ廃止ス
前項ノ規定施行前ノ職員健康保険ノ保険給付及
及保険料其ノ他ノ徵収金ニ関シテハ仍從前ノ例
ニ依ル

第二項ノ規定施行ノ際現ニ職員健康保険ノ被保
障者タリシ等ニシテ引続キ健康保険ノ被保険者
ト為リタルモノニ付テハ、職員健康保険法ニ基
キ其ノ者ニ付定メタル標準報酬ヲ以テ其ノ者ノ
健康保険法ニ基キ定メタル標準報酬トス但シ同
項ノ規定施行ノ月ヨリ職員健康保険法施行令付
及第二項ノ規定ニ依リ其ノ者ノ標準報酬ヲ更
改メタル場合ニ在リテハ、同項ノ規定付

附則（昭和二年四月一日勅令第八号）

及保険料其ノ他ノ徴収金ニ關シラハ勿從前ノ保
二依ル

第二項ノ規定施行ノ際現ニ職員健康保険ノ被
保険者タリシ者ニシテ引続キ健康保険ノ被保險
者ト為リタルモノニ付テハ職員健康保険法三
キ其ノ者ニ付定メタル標準報酬ヲ以テ其ノ者ニ
健康保険法ニ基キ定メタル標準報酬トス但シ第
項ノ規定施行ノ月ヨリ職員健康保険法施行令等
四条第二項ノ規定ニ依リ其ノ者ノ標準報酬ヲ亦
更スベカリシ場合ニ在リテハ同月ヨリ第四条第
二項ノ規定ニ準ジ其ノ者ノ標準報酬ヲ变更ス
第二項ノ規定施行前職員健康保険ノ被保險者
ノ資格ヲ喪失シタル者ニシテ昭和十七年法律第
三十八号附則第七項ニ依リ健康保険ノ保険給付
ヲ受クルモノノ保険給付ニ関シテハ其ノ資格喪失
ノ際ニ於ケル標準報酬ニ依ル

第二項ノ規定施行前職員健康保険法及職員健
康保険法施行令ニ基キテ為シタル命令又ハ处分

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
昭和二十一年三月ノ保険料ノ納付ニ付テハ第
百条第一項ノ改正規定ニ依ル
本令施行前ニ被保険者ノ資格ヲ取得シ同令施
行ノ日迄引続キ被保険者ノ資格ヲ有スル者ノ標
準報酬ニ付テハ其ノ者ハ同日ニ於テ被保険者ノ
資格ヲ取得シタルモノト看做シ健康保険法施行
令第四条第一項ノ規定ヲ適用ス

文の規定にかかる、昭和五十九年十一月から昭和六十一年三月までの期間について国家公務員等共済組合法第百二十六条の五第三項（私立学校教職員共済組合法第二十五条第一項において準用する場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法第一百四十四条の二第三項の規定による任意継続掛金の前納を行なうことができる。

第四条 昭和五十九年度の日雇派出金の納期は、昭和六十年三月三十一日とする。
前項の納期に納付すべき日雇派出金の額は、
健康保険法第七十九条ノ十の規定による当該年
度の日雇派出金の額とする。

八号抄
(施行期日等)

第一条 この政令は、昭和六十年四月一日から施行する。

行する。ただし第一條中健康保険法施行令第二十九条第六項及び第三項の改正規定、第二条

七十九条第六項及び第七項の改正規定 第二条

第七項の改正規定並びに第三条の規定は、公布

の日から施行する。

この政令による改正後の健康保険法施行令第

七十九条第六項及び第七項、船員保険法施行令

第三条の二の二第六項及び第七項並びに国民健

康保険法施行令第一十九条の二第六項及び第七項の規定は、昭和六十年一月一日以降施行され

の規定に依る。昭和元年一月一日以後は行かれ
た療養に係る高額療養費の支給について適用す

る。本病は他の二型病よりも多く見られる。

(経過措置)

第一条 この政令の施行の日前に死亡し又は分娩

した健康保険の被保険者（日雇特例被保険者を

含む。)若しくは被保険者であつた者又は被拵養者二種の健保法の規定による理葬料及び

養者は係る健康保険法の規定による埋葬料及び同法第四十九条第二項（同法第五十六条第三項

同治第四十九条第二項（同治第三十一号令第三項において準用する場合を含む。）若しくは第六

十九条の十六第三項の規定によりなされる給付

若しくは同法の規定による家族埋葬料又は同法

の規定による分娩費若しくは配偶者分娩費の額

については、なお従前の例による。

附則（昭和六年四月三〇日政令第一三五号）

二の政令は、昭和六十一年五月一日から施行
三五号)

する。この政令は昭和二年三月一日施行する。

この政令の施行の日前に行われる療養に係る高額療養費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成元年五月三一日政令第一六二号）
この政令は、平成元年六月一日から施行する。
附 則（平成三年四月二六日政令第一四八号）
この政令は、平成三年五月一日から施行する。
この政令の施行の日前に行われた療養に係る額療養費の支給については、なお従前の例による。
附 則（平成四年四月一一日政令第八〇号）
この政令は、平成四年四月一日から施行する。
この政令は、平成四年四月一日から施行する。
附 則（平成四年三月三一日政令第七八〇号）
この政令は、平成四年四月一日から施行する。
附 則（平成四年四月一一日政令第二〇〇号）
この政令は、平成四年四月一日から施行する。
附 則（平成四年六月一七日政令第一四三号）
この政令は、健康保険法等の一部を改正する法律（平成四年法律第七号）の一部の施行の日（昭和四十一年六月三十日）から施行する。
この政令の施行の日前に行われた療養に係る額療養費の支給については、なお従前の例による。

第一条の改正規定及び同令第八十一条の前に
行令第一条第六号の改正規定及び同令第六条の
三の次に一条を加える改正規定、第六条中国民
健康保険法施行令第二十九条の五第一項の改正
規定（「保健施設」を「保健事業」に改める部
分に限る）、第七条中国民健康保険の国庫負担金
及び被用者保険等保険者拠出金等の算定等に
関する政令第四条第二項の改正規定（「保健施
設」を「保健事業」に改める部分に限る）、第
十一条の規定、第十二条の規定、第三十八条中
法人税法施行令第五十五条第二十九号の改正規
定、第三十九条の規定（第三十一条ノ三第一
項）を「第三十一条ノ六第一項」に改める部
分（大正十一年法律第七十号）の規定による高額
療養費の支給については、なお従前の例によ
る。

附 則（平成六年一二月一四日政令第三
八九号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成七年四月一日から施行
する。

（健康保険法施行令の一部改正に伴う経過措置
第二条 この政令の施行の日（以下「施行日」と
いう。）前に行われた療養に係る健康保険法注
（大正十一年法律第七十号）の規定による高額
療養費の支給については、なお従前の例によ
る。

（健康保険法施行令の一部改正に伴う経過措置
第二条 この政令の施行の際現に第一条の規定に
よる改正前の健康保険法施行令第五十四条（同
令第七十三条ノ九において準用する場合を含む。）
の規定による変更の認可（第一条の規定による
による改正後の同令第五十四条第一項ただし書
（同令第七十三条ノ九において準用する場合を
含む。）の厚生省令で定める事項に係るものに
限る。）の申請を行つてゐる者は、第一条の規
定による改正後の健康保険法施行令第五十四条
第二項（同令第七十三条ノ九において準用する
場合を含む。）の規定による届出を行つた者と
みなす。

附 則（平成七年二月一七日政令第二十一
号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成七年七月一日（以下
「施行日」という。）から施行する。

おいて「旧政令」という。第七十三条の規定により都道府県知事に対してされている旧政令第二十三条第三項若しくは第三十九条の規定による申立若しくは請求又はこの政令の施行前に旧政令第七十三条の規定により都道府県知事がした旧政令第三十九条、第四十九条、第五十四条第一項、第五十五条若しくは第七十一条の規定による指揮認可若しくは命令は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後における第一条の規定による改正後の健康保険法施行令（以下この条において「新政令」という。）の適用については、それぞれ新政令第七十三条の規定により地方社会保険事務局長に対してされた新政令第二十三条第三項若しくは第三十九条の規定による申立若しくは請求又は新政令第七十三条の規定により地方社会保険事務局長がした新政令第三十九条、第四十九条、第五十四条第一項、第五十五条若しくは第七十一条の規定による指揮認可若しくは命令とみなす。

2 この政令の施行前に旧政令第七十三条の規定により都道府県知事に対し旧政令第四十五条第一条第一項及び第五十四条第二項の規定により届出をしなければならない事項で、施行日前にその手続がされていないものについては、これを、それぞれ新政令第七十三条の規定により地方社会保険事務局長に対し新政令第四十五条第一項及び第五十四条第二項の規定により届出をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、新政令を適用する。

び第三十四条の改正規定に係る部分を除く。)、第十条の規定(地方公務員等共済組合法施行令第二十三条の三の改正規定に係る部分を除く。)

（罰則の適用に関する経過措置）
2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

施行令第十条第二項第四号の規定は、療養のあつた月が平成十八年八月以後の場合における高額療養費算定基準額について適用し、療養のあつた月が同年七月までの場合における高額療養費算定基準額については、なお従前の例による。

附 則（平成一四年三月一三日政令第四
限る。）、同令第六条の改正規定、同令第十五条の改正規定及び同令第十八条の改正規定は、平成十三年四月一日から施行する。

第三条 第二条の規定による改正後の健康保険法の施行令(第百四十二条第二項第四号又は船員保険法の施行令)は、公布の日から施行する。
(健康保険法施行令及び船員保険法施行令の一部改正に伴う経過措置)

（施行期日）
第一条 三号抄
この政令は、平成十四年四月一日から施

施行令第四十二条第二項第四号及び船舶員保険法施行令第十一条第七項第四号の規定は、療養のあつた月が平成八年八月以後の場合における高額医療費負担割合を平成七年八月以前の場合と同一とし、また、

行する。
附則（平成一四年八月三〇日政令第二
八二号）抄

施行令第十四条第二項第一項第四号及び船員傷病扶助費算定基準額について適用し、療養のあつた月が同年七月までの場合における高額療養費算定基準額については、なお従前の例によつる。

第一条 この政令は、平成十四年十月一日から施行する。
(施行期日)

附 則（平成一六年一二月一五日政令第三九四号）抄
（施行期日）

附則（平成十四年一月一三日政令第
三三三号）

附 則（平成一六年一二月一五日政令第三九四号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成十七年四月一日から施行する。
附 則（平成一七年五月二日政令第三九四号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成一四年一一月二七日政令第三四八号）抄
（施行期日）

附 則（平成一六年一二月一五日政令第
三九四号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成十七年四月一日から施行する。
附 則（平成一七年五月二日政令第一七
三号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、公布の日から施行する。
(健康保険法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第一条 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成一六年一二月一五日政令第
三九四号）抄

（施行期日）
附 則（平成一七年五月一日政令第一七
三号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、公布の日から施行する。
（健康保険法施行令の一部改正に伴う経過措置）
第三条 第二条の規定による改正後の健康保険法施行令（次項において「新健保法施行令」といいう。）第三十四条第二項の規定は、療養の給付を受ける方が平成十七年九月以後の場合は、

第一條 この政令は、公布の日から施行する。
(建康呆瘧去施行令及び沿員呆瘧去施行令の一)

附 則（平成一六年一二月五日政令第三九四号）抄
第一条 この政令は、平成十七年四月一日から施行する。
第二条 （施行期日）
第三条 第一条の規定による改正後の健康保険法施行令（次項において「新健保法施行令」という。）第三十四条第一項の規定は、療養の給付を受ける月が平成十七年九月以後の場合における健康保険法第七十四条第一項第三号の報酬の額について適用し、療養の給付を受ける月が同年八月までの場合における同号の報酬の額につ

部改正に伴う経過措置)

附 則（平成一六年一二月一五日政令第
三九四号）抄

第一条 この政令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成一七年五月二日政令第一七
三号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。
(健康保険法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第一条の規定による改正後の健康保険法施行令（次項において「新健保法施行令」といいう。）第三十四条第二項の規定は、療養の給付を受ける月が平成十七年九月以後の場合における健康保険法第七十四条第一項第三号の報酬の額について適用し、療養の給付を受ける月が同年八月までの場合における同号の報酬の額について、なお従前の例による。

新健保法施行令第三十九条第一項の規定は、扶養者が療養を受け月が平成十七年九月以後の場合における同号の又ハノ項につて、(前項)當月の

施行令第十条第二項第四号の規定は、療養のあつた月が平成十六年八月以後の場合における高額療養費算定基準額について適用し、療養のあ

附 則（平成一六年一二月一五日政令第
三九四号）抄

（施行期日）
第一條 この政令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成一七年五月二日政令第一七
三号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、公布の日から施行する。
(健康保険法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第一条の規定による改正後の健康保険法施行令（次項において「新健保法施行令」という。）第三十四条第二項の規定は、療養の給付を受ける月が平成十七年九月以後の場合における健康保険法第七十四条第一項第三号の報酬の額について適用し、療養の給付を受ける月が同年八月までの場合における同号の報酬の額については、なお従前の例による。

被扶養者が療養を受ける月が平成十七年九月以後の場合における同項の収入の額について適用し、被扶養者が療養を受ける月が同年八月までの場合における同項の収入の額については、なお従前の例による。

（平成一六年一〇月二〇日政令第
一六二号）

附 則（平成一六年一二月一五日政令第三九四号）抄

附 則（施行期日）

第一条 この政令は、平成十七年四月一日から施行する。

（健康保険法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第三条 第二条の規定による改正後の健康保険法施行令（次項において「新健保法施行令」といいう。）第三十四条第二項の規定は、療養の給付を受ける月が平成十七年九月以後の場合における健康保険法第七十四条第一項第三号の報酬の額について適用し、療養の給付を受ける月が同年八月までの場合における同号の報酬の額については、なお従前の例による。

新健保法施行令第三十九条第二項の規定は、被扶養者が療養を受ける月が平成十七年九月以後の場合における同項の収入の額について適用し、被扶養者が療養を受ける月が同年八月までの場合における同項の収入の額については、なお従前の例による。

附 則（平成一七年六月一日政令第一九七号）抄

（施行期日）

（施行期日）
この政令は、破産法の施行の日（平成十七年三月二〇日）第
一
三一八号抄

附 則 (平成一六年一二月一五日政令第
三九四号) 抄

附 則 (平成一七年五月二日政令第一七
三号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十七年四月一日から施行する。

(健康保険法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第一条の規定による改正後の健康保険法施行令(次項において「新健保法施行令」という。)第三十四条第二項の規定は、療養の給付を受ける月が平成十七年九月以後の場合における健康保険法第七十四条第一項第三号の報酬の額について適用し、療養の給付を受ける月が同年八月までの場合における同号の報酬の額については、なお従前の例による。

2 新健保法施行令第三十九条第一項の規定は、被扶養者が療養を受ける月が平成十七年九月以後の場合における同項の収入の額について適用し、被扶養者が療養を受ける月が同年八月までの場合における同項の収入の額については、なお従前の例による。

附 則 (平成一七年六月一日政令第一九
七号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

(健康保険法施行令及び船員保険法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の健康保険法

一月一日) から施行する。

附 則（平成一六年一二月一五日政令第第一号）
（施行期日）
附 則（平成一七年五月二日政令第一七三号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成十七年四月一日から施行する。
(健康保険法施行令の一部改正に伴う経過措置)
第三条 第一条の規定による改正後の健康保険法施行令（次項において「新健保法施行令」という。）第三十四条第二項の規定は、療養の給付を受ける月が平成十七年九月以後の場合における健康保険法第七十四条第一項第三号の報酬の額について適用し、療養の給付を受ける月が同年八月までの場合は、なお従前の例による。
2 新健保法施行令第三十九条第一項の規定は、被扶養者が療養を受ける月が平成十七年九月以後の場合における同項の収入の額について適用し、被扶養者が療養を受ける月が同年八月までの場合は、における同項の収入の額については、なお従前の例による。
第一条 この政令は、公布の日から施行する。
(健康保険法施行令及び船員保険法施行令の一部改正に伴う経過措置)
第二条 第一条の規定による改正後の健康保険法施行令第四十二条第二項第四号及び船員保険法施行令第四十二条第二項第四号及び船員保険法施行令

次に二条を加える改正規定、同令附則第五条の二第三項の改正規定（「第四十二条の四第十一項」を「第四十二条の四第十項」に改める部分を除く。）、同条を同令附則第五条の四とする改正規定、同令附則第五条の二の二の表第四十八条の十の項、第四十八条の十一の二第一項の項、第四十八条の十一の六第一項の項、第四十八条の十一の九第一項の項及び第四十八条の十一の十二第一項の項の改正規定、同条を同令附則第五条の五とする改正規定、同令附則第六条の二を削り、同令附則第六条の二の二を同令附則第六条の二とする改正規定、同令附則第十六条の三及び第十七条の改正規定、同令附則第十七条の二第一項の改正規定、同令附則第十七条の二第一項の改正規定（「第二十条の二第十九項の」を「第二十条の二第二十一項の」に改める部分及び同項第一号の改正規定を除く。）、同条に三項を加える改正規定、同令附則第十七条の二及び第十七条の三の改正規定、同令附則第十八条の二の改正規定（同条第三項の改正規定（「同条第三項各号」を「同条第三項」に改める部分に限る。）を除く。）、同令附則第十八条の四から第十八条の六までの改正規定、同令附則第十八条の六の二を削る改正規定、同令附則第十八条の七、第十八条の七の二及び第十九条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定並びに同令附則第二十条及び第二十一条の改正規定並びに附則第二条第三項から第五項まで及び第八項から第十項まで、第十条から第十二条まで、第十四条並びに第十六条の規定（平成十九年四月一日）

る月が平成十八年九月以後の場合について適用する月が同年八月までの場合については、なお従前の例による。

新令第三十九条第二項の規定は、同項に規定する被扶養者（以下この条及び次条において単に「被扶養者」という。）が療養を受ける月が平成十八年九月以後の場合について適用し、被扶養者が療養を受ける月が同年八月までの場合については、なお従前の例による。

新令第四十二条第二項第四号の規定は、療養のあつた月が平成十八年八月以後の場合について適用し、療養のあつた月が同年七月までの場合は、なお従前の例による。

第五条 健康保険法第七十四条第一項第三号又は第一百十条第二項第一号ニの規定が適用される被保険者のうち、次の各号のいずれかに該当するもの（以下この条において「特定収入被保険者」という。）に係る健康保険法施行令（以下この条において「令」という。）第四十一条第二項の高額療養費算定基準額は、令第四十二条第二項の規定にかかるらず、同項第一号に定める額とする。

一 療養の給付又はその被扶養者の療養を受けた月が平成十八年九月から平成十九年八月までの場合における令第三十四条第二項又は第三十九条第二項の収入の額が六百二十一万円未満である者（被扶養者がいない者にあっては、四百八十四万円未満である者）

二 療養の給付又はその被扶養者の療養を受けた月が平成十九年九月から平成二十年三月までの場合における令第三十四条第二項又は第三十九条第二項の収入の額が六百二十一万円未満である者（被扶養者がいない者にあっては、四百八十四万円未満である者）

特定収入被保険者に係る令第四十二条第三項の高額療養費算定基準額は、令第四十二条第三項の規定にかかるらず、同項第一号に定める額とする。

令第四十三条第一項の規定により特定収入被保険者に対し支給すべき高額療養費について保険者が同項に規定する保険医療機関等に支払う額は、同項の規定にかかるらず、同項に規定する当該一部負担金の額から次の各号に掲げる療養の区分に応じ、当該各号に定める額を控除した額を限度とする。

一 令第四十三条第一項第二号に掲げる療養同号イに定める額

二 令第四十三条第一項第三号に掲げる療養費 又は家族療養費に係る高額療養費の支給につい ては、令第四十三条第三項中「当該各号」とお るのは「当該各号イ」と読み替えて、同項の規 定を適用する。	4
<p>附 則 (平成一八年八月三〇日政令第二百六号) 抄</p> <p>(施行期日)</p>	八六号
第一条 この政令は、平成十八年十月一日から施行する。 (保険医療機関等の指定等の要件に関する経過措置)	
第二条 健康保険法(大正十一年法律第七十号第六十五条第三項第三号及び第四号、第七十二条第二項第二号及び第三号、第八十条第七号及び第八号、第八十一条第四号及び第五号、第九十一条第四項第五号及び第六号並びに第九十五条第八号及び第九号の規定は、この政令の施行の日(以下「施行日」という。)前にした行為により刑に処せられ、これらの規定に該当することとなつた者に係る当該刑については、適用しない。	
第三条 健康保険法第八十九条第九号、第八十一条第四項第四号の規定は、施行日前に同法第九十五条第十号の規定は、施行日前に該当したことにより施行日前若しくは施行日以後に指定訪問看護事業者に係る同法第八十九条第一項の指定を取り消された者に係る当該取扱いについて、適用しない。 (健康保険法施行令の一部改正に伴う経過措置) 第三条 施行日前に死亡し又は出産した被保険者若しくは日雇特例被保険者若しくはこれらの者の夫であつた者又は被扶養者に係る健康保険法の規定による埋葬料及び同法第一百条第二項(同法第五百五条第二項において準用する場合を含む。)の例による。	
第四条 施行日前に行われた療養に係る健康保険法の規定による高額療養費の支給については、なお従前の例による。	

附則（平成一八年九月二六日政令第三二一号）
この政令は、平成十八年十月一日から施行する。

附則（平成一八年一二月二〇日政令第三九〇号）抄
(施行期日)
第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。
(健康保険法施行令の一部改正に伴う経過措置)
第二条 この政令の施行の日（以下「施行日」という。）前に行われた療養に係る健康保険法の規定による高額療養費の支給については、なお従前の例による。

附則（平成一九年三月二日政令第三九号）抄
(施行期日)
この政令は、一般社団法人及び一般財團法人に関する法律の施行の日から施行する。

附則（平成二〇年三月三一日政令第一一六号）抄
(施行期日)
第一条 この政令は、平成二十年四月一日から施行する。
(健康保険法施行令の一部改正に伴う経過措置)
第二十八条 健康保険法施行令第三十四条第二項の規定は、療養を受ける日がこの政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後の場合について適用し、療養を受ける日が施行日前の場合については、なお従前の例による。

健康保険法施行令第三十四条第二項に規定する被保険者及びその被扶養者について、療養の給付又は当該被扶養者の療養を受ける月が平成二十年四月から八月までの場合にあっては、同項中「及びその被扶養者（七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者に限る。）」とあるのは「並びにその被扶養者（七十歳に達する月の翌月以後である場合に該当する者に限る。）」とある。以下この項において同じ。」と、「当該被扶養者」とあるのは「当該被扶養者及び当該被扶養者であった者」と読み替えて、同項の規定を適用する。

第二十九条 施行日前に行われた療養に係る健康保険法（大正十一年法律第七十号）の規定によ

（いて準用する場合を含む。）	法律施行令	医療の確保に関する法律
行令	法律施行令	医療の確保に関する法律

2
平成二十年八月一日から平成二十一年七月三十日までに受けた療養に係る次の各号に掲げる高額介護合算療養費の支給については、当該各号に掲げる額が、それぞれ当該各号に掲げる額を超えるときは、前項の規定にかかわらず、健康保険法施行令第四十三条の二第一項第一号中「前年八月一日から七月三十一日まで」とあるのは、「平成二十年八月一日から平成二十一年七月三十一日まで」と読み替えて、同条から同令第四十四条（第一項を除く。）までの規定を適用する。

一 健康保険法施行令第四十三条の二第一項及び第二項（これらの規定を同条第三項及び第四項並びに同令第四十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定による高額介護合算療養費の支給

イ この項の規定により健康保険法施行令第四十三条の二を読み替えて適用する場合の同条第一項（同条第三項及び第四項並びに同令第四十四条第二項において準用する場合を含む。）に規定する介護合算一部負担金等世帯合算額から同令第四十三条の二第一項の介護合算算定基準額を控除した額（当該額が同項に規定する支給基準額以下である場合又は当該介護合算一部負担金等世帯合算額の算定につき同項ただし書に該当する場合には、零とする。）及び同項に規定する七十歳以上介護合算支給総額を合算した額

ロ イ中「この項」とあるのを「前項」と読み替えてイを適用する場合のイに掲げる額

二 健康保険法施行令第四十三条の二第五項及び第六項（これらの規定を同令第四十四条第三項において準用する場合を含む。）に規定する介護合算一部負担金等世帯合算額から同令第四十五条（同令第四十四条第三項における高額介護合算療養費の支給による高額介護合算療養費の支給）に規定する介護合算一部負担金等世帯合算額から同令第十四条の二を読み替えて適用する場合の

イ この項の規定により健康保険法施行令第四十三条の二を読み替えて適用する場合の同令第五項（同令第四十四条第三項において準用する場合を含む。）に規定する介護合算一部負担金等世帯合算額を

二十三条の二第五項の介護合算算定基準額を控除した額（当該額が同項に規定する支給基準額以下である場合又は当該介護合算一部負担金等世帯合算額の算定につき同項ただし書に該当する場合には、零とする。）

及び同項に規定する七十歳以上介護合算支給額を合算した額

ロ　イ中「この項」とあるのを「前項」と読み替えてイを適用する場合のイに掲げる額

三　健康保険法施行令第四十三条の二第七項（同令第四十四条第三項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による高額介護合算療養費の支給

イ　この項の規定により健康保険法施行令第四十三条の二を読み替えて適用する場合の同条第七項に規定する介護合算一部負担金等世帯合算額から同項の介護合算算定基準額を控除した額（当該額が同項に規定する支給基準額以下である場合又は当該介護合算一部負担金等世帯合算額の算定につき同項ただし書に該当する場合には、零とする。）

ロ　イ中「この項」とあるのを「前項」と読み替えてイを適用する場合のイに掲げる額

前項の場合において、次の表の上欄に掲げる健康保険法施行令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とす

		船員保険法施行令	
		改正令附則第四十五条第三項の規定により読み替えられた船員保険法施行令	
国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の三の六の三第二項(同条第三項)		改正令附則第五十二条第三項の規定により読み替えられた国家公務員共済組合法施行令第十一條の三の六の三第二項(同条第三項)	
国民健康保険法施行令	私立学校教職員共済法施行令	国家公務員改正令附則第五十二条第三項の規定により読み替えられた国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の三の六の三第二項(同条第三項)	改正令附則第五十二条第三項の規定により読み替えられた国家公務員共済組合法施行令第十一條の三の六の三第二項(同条第三項)
国民健康保険法施行令	私立学校教職員共済法施行令	改正令附則第五十二条第三項の規定により読み替えられた国家公務員共済組合法施行令第十一條の三の六の三第二項(同条第三項)	改正令附則第五十二条第三項の規定により読み替えられた国家公務員共済組合法施行令第十一條の三の六の三第二項(同条第三項)
改正令附則第五十二条第三項の規定により読み替えられた国民健康保険法施行令	改正令附則第五十二条第三項の規定により読み替えられた私立学校教職員共済法施行令	改正令附則第五十二条第三項の規定により読み替えられた国家公務員共済組合法施行令第十一條の三の六の三第二項(同条第三項)	改正令附則第五十二条第三項の規定により読み替えられた国家公務員共済組合法施行令第十一條の三の六の三第二項(同条第三項)
改正令附則第五十二条第三項の規定により読み替えられた国民健康保険法施行令	改正令附則第五十二条第三項の規定により読み替えられた私立学校教職員共済法施行令	改正令附則第五十二条第三項の規定により読み替えられた国家公務員共済組合法施行令第十一條の三の六の三第二項(同条第三項)	改正令附則第五十二条第三項の規定により読み替えられた国家公務員共済組合法施行令第十一條の三の六の三第二項(同条第三項)

5
日において療養の給付を受けることとしたとき、その被扶養者であった者について、同令第三十四条第二項に規定する被扶養者とみなして同項の規定を適用した場合の収入の額が五百二十万円未満である者基準日とみなされる日が平成二十年九月から十二月までの間にある場合における健康保険法

				四第一項 第十一條の第十一條の四第四項並びに健康保険法施行令等の一部を改正する政令 (平成二十年政令第百十六号。以下この項において「改正令」という。) 附則第四十五条第四項
基準日とみなされる日が平成二十年九月から二項	第一項 第二十九条の四の四第一項及び第三の三の八第一項並びに改正令附則第五十八条第四項	第二十三 三条の六 の四 第一項	第十一 一条の三 の六 の四 第一項	第二十二 三条の三 の八 第一項並びに改正令附則第五十八条第四項
一項及び 第四項	第二十九条の四の四第一項及び第三の三の八第一項並びに改正令附則第五十八条第四項	第二十三 三条の三 の八 第一項	第十一 一条の三 の六 の四 第一項	第二十二 三条の三 の八 第一項並びに改正令附則第五十八条第四項
一項	第二十九条の四の四第一項及び第三の三の八第一項並びに改正令附則第五十八条第四項	第二十三 三条の三 の八 第一項	第十一 一条の三 の六 の四 第一項	第二十二 三条の三 の八 第一項並びに改正令附則第五十八条第四項

十二月までの間にある場合における健康保険法施行令第四十三条の二第七項の介護合算算定基準額については、同令第四十三条の三第六項中「第十六条の四第一項」とあるのは、「第十六条の四第一項並びに健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百六十六号）附則第三十四条第四項」と読み替えて、同項の規則を適用する。

附 則 （平成二十一年七月二五日政令第二
三九号）

この政令は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律施行令第七条第一項及び第十八条第四項第一号の規定、第二条の規定による改正後の国民健康保険法施行令第二十七条の二第一項及び附則第八条第三項の規定並びに第四条の規定による改正後の健康保険法施行令第四十二条第二項第四号及び船員保険法施行令第十一条第二項第二号の規定は、平成二十年四月一日から適用す

「、全国健康保険協会の設立に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令附則第二条の規定により読み替えられた第二十九条並びに前条の規定により読み替えられた第六十五条第一項第一号」と、「日雇拠出金」とあるのは「日雇拠出金及び退職者給付拠出金」とする。

附 則（平成二〇年九月一四日政令第三〇七号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十年十月一日から施行する。

附 則（平成二〇年一一月一一日政令第三五七号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十一年一月一日から施行する。ただし、第二条中健康保険法施行令附則に二条を加える改正規定、第三条中船員保険法施行令附則に二条を加える改正規定、第四条中私立学校教職員共済法施行令第六条の表以

2 適用する。
施行日以後平成二十年度特例措置対象被保険者等に係る新保令第四十一条第三項の高額療養費算定基準額については、新保令第四十一条第三項第一号中「六万二千円。ただし、高額療養費多數回該当の場合にあっては、四万四千四百円」と読み替えて、同項の規定を適用する。

改正する政令（平成二十年政令第百十六号）附則第三十二条第一項に規定する特定給付対象療養をいう。）を受けたもの（以下この条において「施行以後平成二十年度特例措置対象被保険者等」という。）に係る新保令第四十一条第六項の規定による高額療養費の支給については、同項中「を除く」とあるのは、「及び健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百十六号）附則第三十二条第一項に規定する厚生労働大臣が定める給付が行われるべき療養を除く」と読み替えて、同項の規定を適用する。

ては、「同条第二項中「前項」とあるのは「高齢者の医療の確保に関する法律施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第三百五十七号。次項において「改正令」という。）附則第五条第五項の規定により読み替えられた前項」と、同条第三項中「当該各号」とあるのは「当該各号（同項第二号又は第三号の規定を改正令附則第五条第五項の規定により読み替え適用する場合にあっては、第一項第一号並びに同条第五項の規定により読み替えられた第一項第二号及び第三号）」とする。

新健保令第四十三条第四項及び第五項の規定は、施行日以後平成二十年度特例措置対象被保險者等が外来療養（新健保令第四十一条第五項に規定する外来療養をいう。）を受けた場合において、健康保険法の規定により支払うべき一部負担金等の額（同法第百十五条第一項に規定する一部負担金等の額をいう。）についての支払が行われなかつたときの新健保令第四十一条

次に二条を加える改正規定並びに第八条の規定は、同年四月一日から施行する。
(健康保険法施行令の一部改正に伴う経過措置)

5 新健保令第四十三条第一項の規定により施行日以後平成二十年度特例措置対象被保険者等について保険者が同項に規定する保険医療機関等に支払う額の限度については、同項第二号イ中「六万二千百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあっては、三万五千十円）」ただし、高額療養費多數回該当の場合にあっては、「四万四千四百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあっては、二万二千二百円）」とする。」とあるのは、「四万四千四百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあっては、二万二千二百円）」と、同項第三号イ中「二万四千六百円」とあるのは、「一万二千円」と読み替えて、同項の規定を適用する。この場合においても適用する。

外の部分の改正規定（第十一条の四並びに附則第三十四条の三）の下に「から第三十四条の五まで」を加える部分及び「第十一条の三の六の四第一項並びに附則第三十四条の三」を「第十一条の三の六の四第一項、附則第三十四条の三並びに附則第三十四条の四」に改める部分に限る）及び同条の表に次のように加える改正規定、第五条中国家公務員共済組合法施行令附則第三十四条の三の次に二条を加える改正規定、第六条中国民健康保険法施行令附則第二条の次に二条を加える改正規定、第七条中地方公務員等支給金支拂付令付則第二十五条の五

3 施行日以後平成二十年度特例措置対象被保険者等に係る新健保令第四十一条第四項の高額療養費算定基準額については、新健保令第四十二条第四項第一号中「三万五千五十円。ただし、高額療養費多數回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。」とあるのは「二万二千二百円」と読み替えて、同項の規定を適用する。

4 施行日以後平成二十年度特例措置対象被保険者等に係る新健保令第四十一条第五項の高額療養費算定基準額については、新健保令第四十二条第五項第一号中「二万四千六百円」とあるのは、「二万一千五百六十円」と書き換えて、同項の規定

第五項の規定による高額療養費の支給について準用する。この場合において、新健保令第四十三条第四項中「当該療養に要した費用のうち同条第六項から第八項までの規定による高額療養費として被保険者に支給すべき額に相当する額を」とあるのは、「同条第五項の規定による高額療養費について、当該一部負担金等の額から高齢者の医療の確保に関する法律施行令等の一部を改正する政令(平成二十年政令第三百五十七号)附則第五条第四項の規定による高額療養費算定基準額(当該外来療養につき算定した費用の額に百分の十を乗じて得た額が当該高額療養費算定基準額を超える場合にあつては、当該乗じて得た額)を控除した額の限度において、」と、同条第五項中「第四十一条第六項から第八項まで」とあるのは、「第四十一条第五項」と読み替えるものとする。

前各項の規定は、健康保険法施行令第三十七条に規定する日雇特例被保険者であつて、当該

日雇特例被保険者とみなして第一項の規定を適用した場合に施行日以後平成二十一年度特例措置対象被保険者等に該当することとなるものに係る高額療養費の支給について準用する。

第二項の規定を適用する場合における新健保令第四十三条の二第一項第一号の規定の適用については、同号中「までの規定」とあるのは、「までの規定(平成二十年八月一日から十二月三十一日までの間に受けた療養に係るものにあつては、高齢者の医療の確保に関する法律施行令等の一部を改正する政令(平成二十年政令第三百五十七号)第二条の規定による改正前の第四十一条第一項から第三項までの規定による改正後の規定)とす

る。

置期間適用月の属する事業年度における次条の規定による調整前の都道府県単位保険料率の分布状況及び当該経過措置期間適用月から平成三十年三月までの期間を勘案して、平成二十一年度経過措置基準率と当該経過措置期間適用月の属する事業年度における最高都道府県単位保険料率から当該経過措置基準率を加えた率と千分の八十二との率の差とする。

前項の平成二十一年度以降経過措置基準率は、平成二十一年度から平成三十一年度までの各事業年度ごとに適用されるべき率として、それぞれ当該各事業年度の前事業年度末までに、当該各事業年度の前事業年度に適用されるべきものとして定めた同項の平成二十一年度以降経過措置基準率以上の率として定めるものとする。ただし、平成二十一年度に適用されるべき同項の平成二十一年度以降経過措置基準率は、平成二十一年度経過措置基準率以上の率とする。

第六条 都道府県単位保険料率の変更の場合における当該都道府県単位保険料率の算定についての平成十八年健保法等改正法附則第三十一条の規定に基づく調整は、次の各号に掲げる都道府県単位保険料率の区分に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。

一 経過措置期間適用月の属する事業年度における第一号都道府県単位保険料率が当該経過措置期間適用月の属する事業年度における第1号平均保険料率以上である場合省令で定めるところにより、イからニまでに掲げる率を合算した率からホに掲げる率を控除した率を当該都道府県単位保険料率とすること。

イ 当該経過措置期間適用月の属する事業年度における第一号平均保険料率

ロ 当該経過措置期間適用月の属する事業年度における第一号都道府県単位保険料率から当該経過措置期間適用月の属する事業年度における第一号平均保険料率を控除した率に、当該経過措置期間適用月の属する事業年度におけるこの条の規定による調整前の都道府県単位保険料率の分布状況及び当該経過措置期間適用月から平成三十一年度までの期間を勘案して、平成二十一年度

調整基礎率と当該経過措置期間適用月の属する事業年度における最高第一号都道府県単位保険料率から当該第一号平均保険料率を控除した率との差の範囲内において、厚生労働大臣が定める平成二十二年度以降調整基礎率を当該最高第一号都道府県単位保険料率から当該第一号平均保険料率を控除した率で除して得た率を乗じて得た率度における第二号都道府県単位保険料率

二 当該経過措置期間適用月の属する事業年度における第三号都道府県単位保険料率

本 一 当該経過措置期間適用月の属する事業年度における収入等見込額相当率

二 経過措置期間適用月の属する事業年度における第一号都道府県単位保険料率が当該経過措置期間適用月の属する事業年度における第一号平均保険料率未満である場合、厚生労働省令で定めるところにより、イに掲げる率から口に掲げる率を控除した率にハ及びニに掲げる率を合算した率をえた率からホに掲げる率を控除した率を当該都道府県単位保険料率とすること。

イ 当該経過措置期間適用月の属する事業年度における第一号平均保険料率

ロ 当該経過措置期間適用月の属する事業年度における第一号平均保険料率から当該経過措置期間適用月の属する事業年度における最高第一号都道府県単位保険料率から当該第一号平均保険料率を控除した率に、前号ロの平成二十二年度以降調整基礎率を当該経過措置期間適用月の属する事業年度における最高第一号都道府県単位保険料率から当該第一号平均保険料率を控除した率で除して得た率を乗じて得た率

ハ 当該経過措置期間適用月の属する事業年度における第二号都道府県単位保険料率

ホ 当該経過措置期間適用月の属する事業年度における収入等見込額相当率

前項第一号ロの平成二十二年度以降調整基礎率は、平成二十二年度から平成三十一年度までの各事業年度ごとに適用されるべき率として、それぞれ当該各事業年度の前事業年度末までに、当該各事業年度の前事業年度に適用されるべきものとして定めた同号ロの平成二十二年度以降調整基礎率以上の率として定めるものとす

る。ただし、平成二十一年度に適用されるべき同号の平成二十一年度以降調整基礎率は、平成二十一年度調整基礎率以上の率とする。

附 則 (平成二十一年四月三十日政令第一三五号) 抄

(施行期日)

第一条 (一)この政令は、平成二十一年五月一日から施行する。

(健康保険法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この政令の施行の日(以下「施行日」という。)前に行われた療養に係る健康保険法の規定による高額療養費の支給については、なお従前の例による。

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十一年一月二七日政令第一三九号) 抄

(施行期日)

第一条 (一)この政令は、平成二十一年一月一日から施行する。ただし、第一条中国民健康保険法施行令第二十七条の二第一項の改正規定(二)第三十三条の四第一項若しくは第二項(第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項)の下に「、第三十五条の二第一項」を加える部分に限る。), 第二条中健康保険法施行令第四十二条第三項第四号の改正規定(二)第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項の下に「、第三十五条の二第一項」を加える部分に限る。)及び第三条中高齢者の医療の確保に関する法律施行令第七条第一項の改正規定(一)第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項の下に「、第三十五条の二第一項」を加える部分に限る。)は、同年四月一日から施行する。

(健康保険法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第二条の規定による改正後の健康保険法施行令第四十二条第三項第四号(同令第四十四条第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十四条の二第一項第一号(同項)の下に「、第三十五条の二第一項」を加える部分に限る。)は、同年四月一日から施行する。

む。)に規定する基準日(同令第四十三条の四第一項又は第四十四条第四項の規定により基準日とみなされる日を含む。以下この条において「基準日」という。)の属する月が同月以後の場合における七十歳以上介護費算定基準額について適用し、療養のあつた月が同年七月までの場合はにおける高額療養費算定基準額及び基準日の属する月が同月までの場合における七十歳以上介護費算定基準額については、なお従前の例による。

附 則 (平成二一年一二月一四日政令第三百九十六号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、平成二十二年一月一日から施行する。

附 則 (平成二一年一二月一八日政令第三百一〇号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日(平成二十二年一月一日)から施行する。

附 則 (平成二二年三月三一日政令第五七号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十二年六月一日から施行する。

附 則 (平成二二年三月三一日政令第六五五号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。

(健康保険法施行令の一部改正に伴う経過措置)
第二条 第一条の規定による改正後の健康保険法施行令第四十三条第八項の規定は、療養を受けたる日がこの政令の施行の日(以下「施行日」という。)以後の場合について適用し、療養を受けたる日が施行日前の場合については、なお従前の例による。

附 則 (平成二二年三月三一日政令第七五五号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二二年五月一九日政令第一四〇号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成二十三年三月三十日政令第五号）抄	（施行期日）この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。（健康保険法施行令の一部改正に伴う経過措置）第二条 この政令の施行の日（以下「施行日」という。）前に出産した被保険者若しくは日雇児一時金又は家族出産育児一時金の額については、なお従前の例による。
附則（平成二十三年三月三十日政令第六号）抄	（施行期日）この政令は、公布の日から施行する。
附則（平成二十三年三月三一日政令第九号）抄	（施行期日）この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。
附則（平成二十三年九月三十日政令第三〇号）抄	（施行期日）この政令は、平成二十三年十月一日から施行する。
附則（平成二十三年一〇月二一日政令第三一號）抄	（施行期日）この政令は、平成二十三年十月一日から施行する。
附則（平成二十三年三月三一日政令第九号）抄	（施行期日）この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。
附則（平成二十六年三月三一日政令第一九号）抄	（施行期日）この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。
附則（平成二六年三月二八日政令第七号）抄	（施行期日）この政令は、平成二四年四月一日から施行する。
附則（平成二四年三月二一日政令第一三号）抄	（施行期日）この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。
附則（平成二四年七月一九日政令第一九七号）抄	（施行期日）この政令は、公布の日から施行する。
附則（平成二六年一月一九日政令第一六五号）抄	（施行期日）この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。
附則（平成二六年八月八日政令第二七号）抄	（施行期日）この政令は、平成二六年七月三十日から施行する。
附則（平成二七年一月三〇日政令第三六五号）抄	（施行期日）この政令は、法の施行の日（平成二十六年十一月二十五日）から施行する。
附則（平成二七年一月一九日政令第一六九号）抄	（施行期日）この政令は、改正法の施行の日（平成二十六年十一月二十五日）から施行する。
附則（平成二七年三月三十日政令第三六六号）抄	（施行期日）この政令は、子育て支援法の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

<p>第一項（同令第四十四条第二項において準用する場合を含む。）に規定する基準日（同令第四十三条の四第一項又は第四十四条第七項の規定により基準日とみなされる日を含む。以下この条において「基準日」という。）の属する月が同年以後の場合における同令第四十三条の二第二項（同令第四十四条第五項において準用する場合を含む。）の七十歳以上介護合算算定基準額（同令第四十三条の三第三項（同令第四十四条第五項において準用する場合を含む。）において準用することとされた同令第四十三条の二第三項において準用する同令第四十三条の二第四項において準用する同令第二項の七十歳以上介護合算算定基準額及び同令第四十三条の三第四項において同令第二項の規定を準用することとされた同令第四十三条の二第四項において準用する同令第二項の七十歳以上介護合算算定基準額を含む。）について適用し、療養のあつた月が同年七月以前の場合における当該高額療養費算定基準額及び基準日の属する月が同月以前の場合における当該七十歳以上介護合算算定基準額については、なお従前の例による。</p>	<p>附 則（令和三年八月四日政令第二二九号）抄 （施行期日）</p> <p>第一条 この政令は、令和四年一月一日から施行する。</p>
<p>第一条 この政令は、令和四年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p>	<p>附 則（令和三年八月四日政令第二二九号）抄 （施行期日）</p> <p>第一条 この政令は、令和四年一月一日から施行する。</p>

<p>（施行期日）</p> <p>第一条 この政令は、令和四年四月一日から施行する。</p>	<p>附 則（令和三年八月四日政令第二二九号）抄 （施行期日）</p> <p>第一条 この政令は、令和四年四月一日から施行する。</p>
<p>（施行期日）</p> <p>第一条 この政令は、令和四年四月一日から施行する。</p>	<p>附 則（令和三年八月四日政令第二二九号）抄 （施行期日）</p> <p>第一条 この政令は、令和四年四月一日から施行する。</p>

<p>（施行期日）</p> <p>第一条 この政令の施行の日前の出産に係る健康保険法及び船員保険法の規定による出産育児一時金及び家族出産育児一時金並びに私立学校教職員共済法、国家公務員共済組合法及び地方公務員等共済組合法の規定による出産費及び家族出産費の額については、なお従前の例による。</p>	<p>（施行期日）</p> <p>第一条 この政令は、令和五年四月一日から施行する。</p>
<p>（施行期日）</p> <p>第一条 この政令は、令和六年四月一日から施行する。</p>	<p>（施行期日）</p> <p>第一条 この政令は、令和六年四月一日から施行する。</p>